

PRをいたしまして、われわれは、そのほかに、
して双眼鏡を作り、外貨の獲得に大き
く役立ちたいというのだが、この事業
協会の根本的なねらいでござります。
従いまして、われわれは、そのほかに
メーカーというわれわれの製造業者の
弱さがある。何かここでと入れをし
なければならない。と入れをするに
は、やはり資本力によつた一手買い取
り機関を設けて、それによつて商社の
買いたたき、バイヤーの買いたたき等
を防ぐには、やはり一手買い取り機関
をどうしてもわれわれは必要だといふ
ふうに考えます。現在振興会社等に
よつて一手買い取り機関といたしてお
りますが、それはやはり資金的にどう
しても未熟でございます。しかしながら
昨年度、これは昨年の十月でござい
ますが、國の資金を豊富にお借りする
ようにお願いいたしました。担当官庁
のお骨折りによつてわれわれの業界に
は五億円の金をお借りするようになり
ました。これによつて今まで振興会社
は官僚的な会社であり、また幽霊的な
会社である、手数料をとるだけの会社
であるといふような御批判もございま
したが、こういう御批判は現在にいた
しまして、われわれの業界がいかに擁
護されたか、この五億円の金を用意し
ただけで、一銭も使わずに、商社が安
心して、たたくのを防ぐといふような
状態が現在の姿でございます。やはり
われわれの個々の力では海外に宣伝す
るにしても、また価格を維持するにし
ても、やはり國の力をお願いせざるを
得ないといふふうに考えております。
現在の团体法に基いた工業組合は、わ
れわれの工業組合は、どこまでも自主
的な價格統制、市価統制をやりまし

て、事業協会は海外宣伝並びにわれわれの弱いメーカーを擁護するところの一手買い取りによって、われわれも今後の双眼鏡の発展に資したいというものがこの二点の目的でござります。

しかばば、現在この法案に対する業界の状態はどうであるかと申しますと、われわれ工業組合に若干の反対意見者もございました。しかしながら、これに屬するところの完成品関係業者、部品業者はこそつてわれわれより先に、この法案は絶対に必要であるから通してほしいというような、熱心な考え方で、われわれに先立つて、われわれよりも先に立つてこの法案を支持しておるような状態でござります。

現在の業界は、われわれ工業組合員のメンバーは、百九十三社でござりますが、われわれのこの双眼鏡によって維持しておる全業者を集めますと、六百八十ほどに達しております。これを人口にいたしますと、約四十万がこの双眼鏡によつて食べているような姿でございます。この四十万を、現在は確かに価格は安定いたしました。しかしながら、将来われわれの競争國である世界の市場が、四十万を将来どのような姿になりますか、こういう点をわれわれは深く反省いたしますと、現在はいいから何も手をつけなくとも、われわれ工業組合で十分であるといつぱりな考え方は、どうかこれをえていただいて、われわれの四十万をどうにかして将来五年、十年水統的に統くことと願つてやまないのであります。

しかしながら、この法案は全面的にいいという考え方ではございませんけれども、しかしながら、この法案によつて、まずわれわれの所期的目的が達す

るならば、あえて不満な点がございましても、これは一応やつていただいできました場合には、民主的な運営をお願いしたい。

最後に、この法案に対する業界の要望をいたしましては、まず事業協会ができました場合には、民主的な運営をして、この経験を見ていただきたいというふうに考えます。

二番目は、現在の品質は決して世界的なレベルに達しているというふうな考え方はしていません。今後はますます品質を向上するために、開放研究所の積極的な活動を官庁の御援助を願いたい。

三番目は、買い取り資金等の十分な資金を政府として御援助願いたい。

四番目は、宣伝活動のための補助金の増額をしていただきたい。あまり双眼鏡をといていただきたい。あまり双眼鏡といいますと、零細企業が多いたために、ややもすると見捨てられるおそれがありますし、こういう点を國をあげてやはり双眼鏡の現在の姿をよく認識していただいて、御援助を願いたいと存じます。

五番目といたしましては、零細企業者の合理化資金の援助、先ほども申上げたように、双眼鏡業界は零細企業が非常に多いのであります。こういう点についても十分な合理化資金を、國の御援助を願いたいと存じます。

六番目は、事業協会がもし役員を選ぶ場合には、今の規定でござりますと、第三者的役員で構成されておりますが、これを専門職のみならず、われわれ業界の兼務者を出してほしいと、いう工合に考えます。

七番目は、民主的に運営するところの総代会の意見を十分に尊重していくべきだときたい。

以上、業界は七つの要望をお願いする次第であります。業界はあげて法案に賛成しておる今日、すみやかにこのわれわれの熱望を参照していただきまして、一日も早くわれわれ業界の一日おくれますと著しい損害をこうむるというようになりますので、何とぞすみやかにこの法案を通過することを、御尽力をお願いするとともに、私の業界の御説明を終りといたします。ありがとうございます。

○委員長(田畠金光君) ありがとうございます。

次に、白光精機株式会社取締役社長富永孝次郎君にお願いいたします。

○参考人(富永孝次郎君) 私、今御紹介を受けました白光精機の社長の富永と申します。私は、この法案の反対位置を代表しまして、製造業者の立場から双眼鏡の問題につきまして意見を申し上げたいと思います。

まず、本法は品質向上と過当競争防止を目的としまして登録制を採用すること、それからもう一つは、販路拡張と価格維持を目的として輸出振興事業協会を設立することを内容としておるのであります。

まず、登録制の問題から申し上げますと、これは品質向上のために、一宗の設備その他の基準を作りまして、これに合格しない者は輸出双眼鏡は作らせないということになります。ところが、双眼鏡の製作といふものはアワーナブル方式でございまして、大した設備は要らないということが特色でございまして、これが日本人の器用な技術と相待つて、安くてよい物ができるのであります。もし、これこれの設備をしなければ双眼鏡は作ってはならぬ

ねということになりましたならば、それがおうでも工場を広くするとか、機械を買い込むとかしなくてやならない。また、衆議院における当局の御声明によりますと、登録基準は漸次引き上げていくということになりますが、そうすると、小企業者は絶えず資金とその利息に悩まされまして、双眼鏡は安くでは作られないという結果になるのです。品質の向上は業者としては絶えず心がけておるところまでいっておるということは、これは万人の認むるところでありまして、通産当局におかれましては、以前に認めておられるのであります。現在、こういう強制的な法律を作つてまで、双眼鏡のコストに新しい負担をかける必要はないとは思うのですが、日本品が、現在アメリカ力士初め、全世界において他国品を圧倒して大市場を獲得しておるということは、実に品質がすぐれて価格が安い、あります。特に価格の点で、世界の大衆の購買力にマッチした結果であります。しかし、現在の所は、まだ一方、双眼鏡の使用目的と、格でもつて製造業者は十分採算がとて、何ら不安がないのでありますから、また一方、双眼鏡の輸出量の減退を招く、いうのは九〇%が娯楽用なんです。そういう点からしましても、わざわざ品質を必要以上に向上して価格を高くする、ということは、輸出量の減退を招く、とは当然であります。西ドイツの品百ドルである、日本品が二十五ドルである、もつたないといふ当局の御論もよく聞くのであります。これは十五ドルという武器でもつて百ドル。

敵を征服しておきながら、その征服した敵の百ドルをうらやむといふ矛盾に過ぎないのであります。終戦後数年の当時の価格からしますと、確かに四割方価格は下つておりますが、しかし輸出は三倍以上になつておるということを忘れてはいけないのであります。結局輸出の振興ということは、採算のとれる価格と輸出の総数量を乗じた積、これを最大ならしめることが目標であると私は信じます。しかも品質向上は検査規格の引き上げ、現品検査の実行等の方法で、まだまだその目的を達する余地が十分残されておるのであります。して、登録制でもって經營者の事業規格までも規制する必要は認めないのであります。

次に、登録の停止でござりますが、これは必要があると認めるときは、一定期間の新規開業は全く許さないということなんであります。現在团体法によるところの生産制限で、一年間に六社ないし七社、数量にして六千本以下の増加しか許されていないのであります。年間百数十万台本の生産に対して、まことに狭いものであります。狭き門でありますて、過当競争なんか起るといふことを考へると自体が自己矛盾であります。過当競争のおそれがあれば、全体の生産制限を強化すればそれで解決するのであります。既存業者の利己的立場からのみいえば——私も既存業者であります。一人でも開業者がふえないのがいいかも知れません。しかしあすの独立を夢見つつ、こつこつと輸出双眼鏡を作つておると

これらの多数の組立工に登録停止はいかなる打撃を与えるでありますようか。彼らに残されるものは暗黒と絶望だけではないでしょうか。

〔委員長退席、理事島清君着席〕

これが多數組立工の作業能率を低下しないとだれが保証できるでしようか。これが輸出振興に無形のマイナス効果を招くものであると私は信じます。すべて團体法の生産制限にまかすべきであります。

次に、輸出振興事業協会でありますが、これは海外の事業調査とか宣伝とかいうたよらないわゆるマーケティング活動を行うことがおもな業務となっています。しかしこの実施はジエトロはに委託して行うということになつておられます。それなら特にこの協会の必要はないのです。工業組合から委託しても、ジエトロはやってくれるはずです。しかし企画や宣伝費等といふようなことは、むしろ専門家の工業組合がやつた方がうまくいくのです。大体海外市場では、終戦後十数年間、多數の商社は、營利心から生ずる熱意によって、幾多の苦難を経て、世界のすみすみまで開拓されているということが常識になつております。特に現在のように外國文化が山積しておる状態において、海外PRはさして急務とは考えられないのです。

次に、本法案で私どもが一番失望していることは、第四十六条第一項第五号を適用しまして、通産当局は輸出振興事業協会をして現在の日本双眼鏡等輸出振興株式会社の共販業務を引き継ぎます。そうとしていることがあります。そ

敗しておるのであります。同社は手数料を榨取する単なるブローカー的存続化しておる。現在非難の的であり、その廢止論はこうごうたるものがあるということになります。同社は、三年前の過戦争時代に、双眼鏡の買取機関として業者と商社との出資でもって設立されまして、当初若干の現物を買い取りましたが、デッド・ストックとなりまして、數カ月後に投げ売りをして大失敗したことがあるのであります。それ以来現物の買い取りは全然行われない。実際取引は全くすべて商社と業者間で行われております。同社は洋文書に納品及びその他の書類だけの伝達機関に堕してしまつておるのであります。昨年八月に先ほどこちらからお話をありましたが、今度は實物買い取りを始めるというので、私の工業組合が保証をしまして、手形保証をいたしまして、商工中金に五億円のワクを設定して、同時にしかも買取品は倉庫に入れなくちゃならないといふので、双眼鏡一本について最低三十五円、最高六十一円といつたような保管料を徴収してきましたのであります。ところが依然として一台の双眼鏡も実物は買い取らない。従つて中金からは何らの借り入れもなさない。品物を買ひ取らないのですから倉庫に預けるものもないのです。しかしながら、手数料と保管料だけはきちんとと取つておるという徴取業務を継続しているのが現状であります。現物を買ひ取らぬ以上、価格維持には何らの効果のあるはずはないのであります。全く業界の厄介者となつておるのです。が、今度はこの会社を解散して、その業務をそのまま輸出振興事業協会で引

き続ぐ方針であるのであります。本来、この買取機関といふものは、生産過剰の際に価格維持のために必要なものであります。昭和三十一年十一月の中企業安定法によるところの生産制限以来、多少の屈折はありましたが、ただ安定しております。一方海外需要の激増のために商社は海外注文を断わるのに苦心している状態のもとに買い取り機関は全然存在の理由がないのは当然であります。今後といえども、生産制限の運用を誤らない限り、この機関は有害無益の存在であります。振興会社は早速事業を閑散するのが業界のためであります。しかしに再びこれを本法によって輸出振興事業協会に抱き込んで、これを強化しよう、共販業務を継続されようとする当局の方針は、どうしても納得できないのであります。また一面将来不況のときに一手買取りを行なつて、業界を救済するのだといふ説をなす人もあるのであります。が、大へんな考え方であります。滞貨は買取つても、やはり滞貨である。滞貨の累積はさらに一その圧迫となって、業界の大破綻の元となるといふことは、過去の幾多の事例がこれを立証しております。いざにしましても、私どもはどうせ搾取的の手数料を納めるなら、共同販売業務は、これは本来工業組合の重要な業務になつておるのでありますから、これを工業組合に移して、現在の手数料を半額にして業者の負担を軽くすると同時に、剩余金は積立てて工業組合将来の発展に資するといふことこそ、团体法の自主的経済活

運動の育成という趣旨に合致するものと信じております。本委員会におかれましては、ぜひこの点について当局の意思をお確かめ下さいますと同時に、右日本双眼鏡輸出振興会社の過去及び現在の業績を徹底的に御調査の上、適当な御裁断を賜わりますよう、伏してお願い申し上げます。

要するに結論としまして、第一に双眼鏡に関する限り価格は一応安定しまして、過当競争は全然なく、海外需要は旺盛をきわめている現在、本法のような物心両面に抑制的な要素の多い法律を急ぐ必要は全く見当らないといふこと。第二に昨年から施行されている团体法が私どもに与えた自主的経済活動の権能を一年後の今日、本法のよくな官僚的性質を持つ法律によって奪い返されるという理由が納得できないといふこと。第三に本法案の目的とするところは、右の团体法の適用によつて現に解決されつゝあり、また解決さるべきものでありますので、今しばらく团体法を十分御活用をなさるようお願ひいたします次第であります。

最後に、皆さんにぜひ申し上げておかなければならぬところのまことに重大な問題があるのであります。それは双眼鏡の国際市場に憂うべき事態が発生しつつあるということであります。今施行されておりますところのこの生産制限は、価格引き上げの点に関しては一応その効果を奏しておるのであります。しかし、あまり価格の点のみに執着をして、国際間の需要の実情に即応しなかつたうらみがあります。その結果として、アメリカのバイヤーは、注文を出しても出して、生産制限のためにこれが満たされないため、香港に組み立

て工場を作りまして、日本から万能鏡の部品を輸入して、香港で組み立て、どんどんアメリカに持っていく方法を考えたのであります。実際のやり方としましては、日本のメーカーは一度完成品を組み立てて輸出検査を受けないでそのまままばらに解体します。そして、レンズはレンズ、鏡体は鏡体別に荷作りしまして、別々に輸出許可証をとつて、どんどん出しているのであります。これは昨年の八月ごろから起つてある現象であります。私の近所でも五千、六千とやっています。全体では几何万台になるかわからない状態であります。東京商工会議所の「東商」という雑誌の二月号にも、そのことが明らかに書いてあります。新聞には海外派遣の組み立て工の募集が盛んに出ております。その雑誌も新聞もここに持ってきております。このこととは一体何を語るか。要するに統制の行きすぎであるか、その運用を誤った結果であるか、いずれかであります。海外から膨大なる需要が現にあるにかわらず、あまり価格面に拘泥して生産制限に懶通性を持たせなかつたという結果であります。とにかくこのことはまことにおそるべき現象であります。輸出検査を受けぬメード・イン・ジャパンがどんどん出ておるようでは、これは品質向上どころの話ではありません。もちろんこのことがだんだん発展してきますと、おそらく日本からの方品について、どれだけ輸出制限がかかる双眼鏡生産は輸出に大打撃をこうむることになるのではありますまいか。最近通産当局は全国の関係当局に手配しまして対策を講じておられるようですが、あります。生産制限令の出ていない部品について、どれだけ輸出制限が

きるのであるかとしきことを私どもに心配しております。かりに今後部品の輸出をある程度食いとめることができましたとしても、問題はまだ残ります。日本の双眼鏡が品質がよくて価格が安くできるということは組立工やレンズ研磨工の技術が優秀であるということとあります。そこで統制行き過ぎの結果、特にこの輸出振興法によつて登録停止ということになつてきますといましよう。鏡体の方は米国の方で大規模に製作する方がはるかに有利でありますので、ここに米国本土で双眼鏡の大量生産が行わることが予想されるのであります。これは単なる予想ではありません。すでに米国のある輸入業者が東京にある代理店を通じまして、私の近所の小企業者と計画を進めているという事実があるのです。す。すでに時間限界は点火されたといふ状態でありますし、もしこれが爆発する日がくれば、日本の双眼鏡は一挙に壊滅することは明らかであります。このようなまことに容易ならぬ事態を前にして、少しでもコストを低くして、この米国のバイヤーたちの商略に対抗するよな姿勢を作らねばならぬ重要なときには、この法案のような登録制度によつて業者に重荷を負わせたり、事業協会に負担金を納めさせたり、手数料を徴収したりして、国際競争力を減殺するような制度については、これと論議すること自体がすでに現実離れのした空虚を感じます。国際市場は決してなまやさしいものでは

なしと思ひます。原稿はくに本質家
は、できまするならばしばらくたな上げ
されまして、通産当局におかれまして
も、業界と一体となられて、国際需給形
と販売価格と、そして生産制限、こと
の三つの関係を真剣に検討されまし
て、もっともっと現実に即するはつら
つとした政策を立てられまするよう、
切に念願してやまない次第であります
す。

以上をもちまして参考意見の開陳を
終ります。

○理事(島清祐君) 次に、日本ミシン協
会専務理事川島清祐君にお願いいたし
ます。

○参考人(川島清祐君) 日本ミシン協
会専務理事、日本ミシン輸出組合専務
理事を兼務しております川島でござい
ます。

本日、こういう機会を得させていたな
だきましたことは、ミシン業界といふを
しましては大へん心から感謝いたす次
第でございます。

一応本法案の問題に触れます前提案
件として、ミシン業界の概況をごく簡
単に、今までの成り立ちを申し上げた
いと思います。

大体ミシン界としまして三つの特色
がございまして、もちろんいろいろな方
面もございましょうが、一つは非常に
戦後急速に伸びた業界であります。そ
れからアッセンブル・システムが一応
生産形態の中核をなしております関係
上、中小企業がやはり大部分を占めて
いる、それから輸出が非常に大きくな
りエートを全体のうちに占めておる、
この三つが一応三つの特色として考え
られるわけでございまして、これを見具
体的に申しますと、輸出に関しまして

最高でございましたが、年間十五万台の生産、家庭ミシンを主にしまして、工業ミシンもございますが、大体家庭ミシンが大多数を占めております。それらのうち輸出が一万台という数でござります。ところが昨年三十三年の調査によりますと、生産が三百三十八万台、それからそのうち輸出が百七十三万台という数字でございまして、圧倒的に戦後急速に伸びたという姿になつております。この数字はここ数年続いております。大体の数字でございますが、金額にいたしますと、約四千七百万ドル、百七、八十億円に当りますか、現在の機械輸出としましては、造船に次ぎまして、最近ずっと二位を占めておりまします。で、その輸出先も——国内の問題に今触れませんが、輸出先も大体アメリカ合衆国で六割近くを輸出しております。あと四割ないし、その年によつて違いますが、五割ぐらいはアメリカ以外の全世界に——中南米、東南アジア、ヨーロッパ、アフリカの全世界にわたつて輸出しておりまして、従つて結局全世界に輸出されているというものが現状でございます。問題は先ほど申し上げました特色の一つとして、戦後急速に伸びましたということは、生産形態が非常に標準図面といふものを最初りまして、部品工業が統一されて発達したというために、非常に容易に小資本で戦後てきて、そのためには需要に対しても直ちに受け入れるという態勢が大へん早かつた。ということは逆に申しますと、いわゆる販売体制といふ

正直おもむろおれがひとくじをあつた。作る方が非常に早く行きましたために、その売り方という面におきましては、ミシンというののはいわゆる耐久消費財でございますから、本来ならば売り方も同時に考えた売られ方があってしかるべきでありますようが、それがあとになつた。ます作つてバイヤーが来て、どんどんそれを売つてゆくといふ姿勢で急速に伸びたけれども、反面、かつ大きな問題をそこに内蔵しておつたわけです。そこでもう一つは、当然中小企業というものは非常に試験研究とか、あるいは海外のサービスとか、あるいはそういう宣伝調査といふことは、合体になつて一つになれば非常に大きな力になりますけれども、個々別々にはそういうことはなかなかでき得ないものとして、むしろ生産して早く売られてゆけばいいという面がどうしても主体になるということでありましたために、当然そういう面で非常に大きなおくれも同時にあつたわけです。従つて非常に残念でございますけれども、たとえばアメリカに売られています。かりに年間約八、九十万台のうち、いわゆる当然——電気メカ——さんも、ほかのメーカーさんもそうですが、自己ブランドで売らるべき製品でありますながら、それが非常に少い、つまり向うの指定ブランドによって売られる。このブランドの問題は、アメリカでも一流の百貨店でも、その百貨店のブランドを指定されて売られているという、アメリカの実態でございますから、いろいろ問題もござりますが、一応そういう状態であるといふことであります。結局、従つて私もこの関係を十年くらいいたしております

が、ほとんど七、八年前以前は当然そこに起る過当競争と申しますか、そういう問題への対策に終始している。つまり今から五年くらい前に、アメリカで日本ミシンのダンピングの疑いの問題が出来まして、向うから調査官が見て調査しに来た。幸い関係者の非常な御努力で、これはダンピングでないという問題があり、またそれに引き続いて国内で通産省でミシンのアメリカへの輸出停止という非常措置もとられた。これはやはり過当競争による問題を内蔵しまして、価格がかりにある時期に一台ヘッドだけで二十二ドルしたものが十四ドル、十三ドルといふように、急速に数量は伸びるけれども価格が下るものですから、結果において非常な憂うべき状態になつたということもあつたわけでございます。それでこられに閑しまして、私も先ほど申しました輸出組合に關係しておりますが、輸出組合は設立は五年前でございますけれども、直ちにまず価格協定それから生産メーカーとのいわゆる協約による出荷教導協定といふのをいたしまして、この問題の対策にまづ入つていつたわけあります。その後二年ぐらいおくれまして、いわゆる調整組合、現在の工業組合もできまして、やはり輸出組合の行なつておりました出荷ルートの規制あるいは国内の売り渡し価格の調整、そういう問題を非常に努力して参つたわけでございますが、問題点として常にそこにあるのはいわゆる過当競争による価格対策の問題がほとんど主体になつております。

て、結局あまり価格対策が主体になりましたと、最後は価格というものないわゆるチエックや違反といふものもござりませんが、従つてその措置がとれなかつたという問題があり、またそれに引き続いて国内で通産省でミシンのアメリカへの輸出停止という非常措置もとられた。これはやはり過当競争による問題を内蔵しまして、価格がかりにある時期に一台ヘッドだけで二十二ドルしたものが十四ドル、十三ドルといふように、急速に数量は伸びるけれども価格が下るものですから、結果において非常な憂うべき状態になつたということもあつたわけでございます。それでこられに閑しまして、私も先ほど申しました輸出組合に關係しておりますが、輸出組合は設立は五年前でございますけれども、直ちにまず価格協定それから生産メーカーとのいわゆる協約による出荷教導協定といふのをいたしまして、この問題の対策にまづ入つていつたわけあります。その後二年ぐらいおくれまして、いわゆる調整組合、現在の工業組合もできまして、やはり輸出組合の行なつておりました出荷ルートの規制あるいは国内の売り渡し価格の調整、そういう問題を非常に努力して参つたわけでございますが、問題点として常にそこにあるのはいわゆる過当競争による価格対策の問題がほとんど主体になつておりまし

りますと、最後は価格といふものないわゆるチエックや違反といふものもござりませんが、従つてその措置がとれなかつたという問題があり、またそれに引き続いて国内で通産省でミシンのアメリカへの輸出停止という非常措置もとられた。これはやはり過当競争による問題を内蔵しまして、価格がかりにある時期に一台ヘッドだけで二十二ドルしたものが十四ドル、十三ドルといふように、急速に数量は伸びるけれども価格が下るものですから、結果において非常な憂うべき状態になつたということもあつたわけでございます。それでこられに閑しまして、私も先ほど申しました輸出組合に關係しておりますが、輸出組合は設立は五年前でございますけれども、直ちにまず価格協定それから生産メーカーとのいわゆる協約による出荷教導協定といふのをいたしまして、この問題の対策にまづ入つていつたわけあります。その後二年ぐらいおくれまして、いわゆる調整組合、現在の工業組合もできまして、やはり輸出組合の行なつておりました出荷ルートの規制あるいは国内の売り渡し価格の調整、そういう問題を非常に努力して参つたわけでございますが、問題点として常にそこにあるのはいわゆる過当競争による価格対策の問題がほとんど主体になつておりまし

ますと、最後は価格といふものないわゆるチエックや違反といふものもござりませんが、従つてその措置がとれなかつたという問題があり、またそれに引き続いて国内で通産省でミシンのアメリカへの輸出停止という非常措置もとられた。これはやはり過当競争による問題を内蔵しまして、価格がかりにある時期に一台ヘッドだけで二十二ドルしたものが十四ドル、十三ドルといふように、急速に数量は伸びるけれども価格が下るものですから、結果において非常な憂うべき状態になつたということもあつたわけでございます。それでこられに閑しまして、私も先ほど申しました輸出組合に關係しておりますが、輸出組合は設立は五年前でございますけれども、直ちにまず価格協定それから生産メーカーとのいわゆる協約による出荷教導協定といふのをいたしまして、この問題の対策にまづ入つていつたわけあります。その後二年ぐらいおくれまして、いわゆる調整組合、現在の工業組合もできまして、やはり輸出組合の行なつておりました出荷ルートの規制あるいは国内の売り渡し価格の調整、そういう問題を非常に努力して参つたわけでございますが、問題点として常にそこにあるのはいわゆる過当競争による価格対策の問題がほとんど主体になつておりまし

りますと、最後は価格といふものないわゆるチエックや違反といふものもござりませんが、従つてその措置がとれなかつたという問題があり、またそれに引き続いて国内で通産省でミシンのアメリカへの輸出停止という非常措置もとられた。これはやはり過当競争による問題を内蔵しまして、価格がかりにある時期に一台ヘッドだけで二十二ドルしたものが十四ドル、十三ドルといふように、急速に数量は伸びるけれども価格が下るものですから、結果において非常な憂うべき状態になつたということもあつたわけでございます。それでこられに閑しまして、私も先ほど申しました輸出組合に關係しておりますが、輸出組合は設立は五年前でございますけれども、直ちにまず価格協定それから生産メーカーとのいわゆる協約による出荷教導協定といふのをいたしまして、この問題の対策にまづ入つていつたわけあります。その後二年ぐらいおくれまして、いわゆる調整組合、現在の工業組合もできまして、やはり輸出組合の行なつておりました出荷ルートの規制あるいは国内の売り渡し価格の調整、そういう問題を非常に努力して参つたわけでございますが、問題点として常にそこにあるのはいわゆる過当競争による価格対策の問題がほとんど主体になつておりまし

りますと、最後は価格といふものないわゆるチエックや違反といふものもござりませんが、従つてその措置がとれなかつたという問題があり、またそれに引き続いて国内で通産省でミシンのアメリカへの輸出停止という非常措置もとられた。これはやはり過当競争による問題を内蔵しまして、価格がかりにある時期に一台ヘッドだけで二十二ドルしたものが十四ドル、十三ドルといふように、急速に数量は伸びるけれども価格が下るものですから、結果において非常な憂うべき状態になつたということもあつたわけでございます。それでこられに閑しまして、私も先ほど申しました輸出組合に關係おりますが、輸出組合は設立は五年前でございますけれども、直ちにまず価格協定それから生産メーカーとのいわゆる協約による出荷教導協定といふのをいたしまして、この問題の対策にまづ入つていつたわけあります。その後二年ぐらいおくれまして、いわゆる調整組合、現在の工業組合もできまして、やはり輸出組合の行なつておりました出荷ルートの規制あるいは国内の売り渡し価格の調整、そういう問題を非常に努力して参つたわけでございますが、問題点として常にそこにあるのはいわゆる過当競争による価格対策の問題がほとんど主体になつておりまし

本日の軽機械の輸出の振興に関する法律に關係いたしましては、まず登録制の問題といたしまして、いわゆる品質の向上、それはどなたも御反対はないわけです。ただ品質という意味もないわけです。ただ品質という意味もいろいろございます。先ほど申しました一応の品質といふものは、最低限ではある程度守られている。ところがなかなか検査協会が全部いちいち見るわけございません。ある程度バイヤーに売られたもののうち、そのうちに何パーセントかはもうだめなものがある、それだけ安く買っておくといら習慣がずっと続いておりまして、非常に品質がよくなつた、高級品は非常に品質がいいのですが、一般品が必ずしも実態がよくなつたためにクレームがこなくなつたといふのではなくて、初めからある程度見込んだためにクレームがこないといふような状態もあるわけございまして、全く安心していいとうほどの実態になつていません。つまり一定の資格あるメーカーによる良心ある製作といふことは、依然としてミシン業界でも大切なことでございまして、その問題は現在は民主的に実施をいたしましたが、依然としてミシン業界としても大切なものでございまして、それが登録停止でございますが、これはなかなか大きな問題でございまして、だんだん過度競争が、現在は別として、もつと激しくなります場合には、当然価格は上から抑えられる。そしすると、品質の方で、たとえばアーム、ベットの肉の厚さを何ミリを何ミリに減らすとかして、メーカーとしては安くしようとすると、当然実態としては、品質が落ちて参ります。従つてそういう実態が起きた場合

には、現在の中小企業団体法の新規設備制限といふものは、一種の極端な言葉で言えば、ドリル一本と一部屋ではできるという業界でございます場合には、技術的には困難でございまして、もしさういう事態に至った場合は、やはりこの法律によるしかないのじやないかといふことが、われわれは一応常識的には考へ得るのでござります。それから次に、事業協会でありますが、この事業協会の仕事といたしまして、いわゆる調査、宣伝、サービスといろいろございます。それから品質の改善、これは今まで私がミシン業界の実態を申し述べました中に大体尽きると思いますけれども、それからもう一つは、やはり一番最後に特にお願ひしたいと思いましては、資金による裏づけも、当然それによって仕事の内容いかんが非常に変ると思いますけれども、一応先ほどの、いろいろとミシン業界の実態から申しますと、当然もつと海外調査、あるいは品質の維持といふことは重要なになってくるのじやないかと思います。それでたとえば電気製品のメーカーさんが、国内であれだけ非常に努力しておられるることは、耐久消費材として当然であります。それが、ミシンは海外へ参りますと、残念ながらそういう状態は、シンガーハイ、ドットのペフだけを見て、日本のミシンといふのは、どこのミシンだかわからない

争から申しましても許されない状態ではないかということを思はると、当然このような事業協会の仕事は直ちに一応の品質といふものは、最低限ではある程度守られている。ところがなかなか検査協会が全部いちいち見るわけございません。ある程度バイヤーに売られたもののうち、そのうちに何パーセントかはもうだめなものがある、それだけ安く買っておくといら習慣がずっと続いておりまして、非常に品質がよくなつた、高級品は非常に品質がいいのですが、一般品が必ずしも実態がよくなつたためにクレームがこなくなつたといふのではなくて、初めからある程度見込んだためにクレームがこないといふような状態もあるわけございまして、全く安心していいとうほどの実態になつていません。つまり一定の資格あるメーカーによる良心ある製作といふことは、依然としてミシン業界でも大切なことでございまして、それが登録停止でございますが、これはなかなか大きな問題でございまして、だんだん過度競争が、現在は別として、もつと激しくなります場合には、当然価格は上から抑えられる。そしると、品質の方で、たとえばアーム、ベットの肉の厚さを何ミリを何ミリに減らすとかして、メーカーとしては安くしようとすると、当然実態としては、品質が落ちて参ります。従つてそういう実態が起きた場合

には、現在の中小企業団体法の新規設備制限といふものは、一種の極端な言葉で言えば、ドリル一本と一部屋ではできるという業界でございます場合には、技術的には困難でございまして、もしさういう事態に至った場合は、やはりこの法律によるしかないのじやないかといふことが、われわれは一応常識的には考へ得るのでござります。それから次に、事業協会でありますが、この事業協会の仕事といたしまして、いわゆる調査、宣伝、サービスといろいろございます。それから品質の改善、これは今まで私がミシン業界の実態を申し述べました中に大体尽きると思いますけれども、それからもう一つは、やはり一番最後に特にお願ひしたいと思いましては、資金による裏づけも、当然それによって仕事の内容いかんが非常に変ると思いますけれども、一応先ほどの、いろいろとミシン業界の実態から申しますと、当然もつと海外調査、あるいは品質の維持といふことは重要なになってくるのじやないかと思います。それでたとえば電気製品のメーカーさんが、国内であれだけ非常に努力しておられるることは、耐久消費材として当然であります。それが、ミシンは海外へ参りますと、残念ながらそういう状態は、シンガーハイ、ドットのペフだけを見て、日本のミシンといふのは、どこのミシンだかわからない

争から申しましても許されない状態ではないかということを思はると、当然このような事業協会の仕事は直ちに一応の品質といふものは、最低限ではある程度守られている。ところがなかなか検査協会が全部いちいち見るわけございません。ある程度バイヤーに売られたもののうち、そのうちに何パーセントかはもうだめなものがある、それだけ安く買っておくといら習慣がずっと続いておりまして、非常に品質がよくなつたためにクレームがこなくなつたといふのではなくて、初めからある程度見込んだためにクレームがこないといふような状態もあるわけございまして、全く安心していいとうほどの実態になつていません。つまり一定の資格あるメーカーによる良心ある製作といふことは、依然としてミシン業界でも大切なことでございまして、それが登録停止でございますが、これはなかなか大きな問題でございまして、だんだん過度競争が、現在は別として、もつと激しくなります場合には、当然価格は上から抑えられる。そしると、品質の方で、たとえばアーム、ベットの肉の厚さを何ミリを何ミリに減らすとかして、メーカーとしては安くしようとすると、当然実態としては、品質が落ちて参ります。従つてそういう実態が起きた場合

には、現在の中小企業団体法の新規設備制限といふものは、一種の極端な言葉で言えば、ドリル一本と一部屋ではできるという業界でございます場合には、技術的には困難でございまして、もしさういう事態に至った場合は、やはりこの法律によるしかないのじやないかといふことが、われわれは一応常識的には考へ得るのでござります。それから次に、事業協会でありますが、この事業協会の仕事といたしまして、いわゆる調査、宣伝、サービスといろいろございます。それから品質の改善、これは今まで私がミシン業界の実態を申し述べました中に大体尽きると思いますけれども、それからもう一つは、やはり一番最後に特にお願ひしたいと思いましては、資金による裏づけも、当然それによって仕事の内容いかんが非常に変ると思いますけれども、一応先ほどの、いろいろとミシン業界の実態から申しますと、当然もつと海外調査、あるいは品質の維持といふことは重要なになってくるのじやないかと思います。それでたとえば電気製品のメーカーさんが、国内であれだけ非常に努力しておられるることは、耐久消費材として当然であります。それが、ミシンは海外へ参りますと、残念ながらそういう状態は、シンガーハイ、ドットのペフだけを見て、日本のミシンといふのは、どこのミシンだかわからない

○参考人(前田久雄君)　ただいまから十分間ぐらいいただきまして、次の五項目に分けて申し述べさせていただきます。

械法の考え方について、三、最近のトランジスター・ラジオ業界、四、主張、五、トランジスター・ラジオを含む本法案に対する業界の態度、以上の五項目でございます。

一、参考人としての資格というよりなことについて申し述べます。

一つにはトランジスター・ラジオも軽機械として、またその輸出が生産の大半分を占めているという点で、双眼鏡やミシンと同じ立場にあるといふこと、また一つには、私は株式会社東光ラジオコイル研究所といふものを創立いたしまして、トランジスター・ラジオに必要なIF・トランスといふものを作日本の全セット・メーカーに、数数量から申しまして八〇%以上を納入しているということから、この法案の正否をござります。

二、騒機械法の考え方について申し述べます。

騒機械法の内容は、登録制によりまして、品質の向上と、業界の秩序を確保し、また輸出振興事業協会の設立によりまして、活発なマークティングを行ふものと承知いたしております。ところで、現在同法案にはミシンと双眼鏡が取り上げられております。ミシンや双眼鏡はアッセンブル方式によつて作られ、しかも中小企業が大きな比率を占めているという輸出産業であることから、特別の立法をされまして、从来欠けておりました海外マーク

ティング、品質向上、価格安定を助成されることにつきましては、大へんけつこうなことと存じます。これによりまして、貧しい日本のために、安定に多額の外貨獲得ができるということとは、何としても嬉しいことであります。ランジスター・ラジオ業界もまさに同じ状態に置かれておりますので、将来の安定輸出の拡大のためには、ぜひとも同様に軽機械法の対象としてお取り計らいをいただきたいものと存じます。そこでまず業界の実態を御認識いただきたいと存じます。

三、最近のランジスター・ラジオ業界に関して申し述べさせていただきます。

ランジスター・ラジオは、御承知のように、最近現われました産業でございまして、輸出産業として目ざましい飛躍を遂げつております。昭和二年四月には、二千四百七十台の輸出が、約一カ年半の後に当る昨年の十二月には二十三万三千台と、約百倍に伸びております。双眼鏡やミシンは古い歴史で、輸出量もほぼ一定しているようであります。双眼鏡やミシンは古い方のほうは施策のよろしきを得ますれば、ここ二、三年後にはおそらくミシンの数倍になる可能性が強いのでござります。しかも現在ハイヤーの販賣方の正規販売ルートの混亂から、相手国への正規業者の過当競争となつて、日本製ランジスターの信用を害しつたまき、それから輸出先、すなわち相手国に正規販売ルートを乱し、ついするならば、ミシン、双眼鏡にありますように、業界に摩擦を生じ、また元の先國の正規販売ルートを乱し、つい

には輸出も衰微するに至ることは火を見るよりも明らかことでござります。これが現在の状況でございます。

四、次に、参考人の主張を申し述べさせていただきます。

今やトランジスター・ラジオのみをもつてしましても、昨年において年間一百億円以上、本年は百五十億円以上の外貨をかせぎ、将来全世界上ありますところなく日本のトランジスターを普及せしめ得られるといひ曙光さえ見ておるのござります。驚くべき事実でございます。しかるに今日、同業者との過当競争によりまして、相手方の正当規販売ルートを乱すこと、価格の乱れることなど、あえてみずからその芽をつぶし、自覚があつても、道義心に薄く、協調性に欠け、双眼鏡やミシンに見る失敗の轍を再び踏むところまでいかねばおさまらぬ国民性こそ、まことに悲しいことと言わねばなりません。

ここにおきまして、トランジスター・ラジオの輸出のさらに今後順調な進展をはかり、何年も何年も今後に長く続く外貨獲得に資するために、ぜひとも今すぐ本法案にトランジスター・ラジオを追加していただきたいのでござります。これが私の切なる主張でござります。

次に、トランジスター・ラジオを含む本法案に対する当業界の態度について申しく述べさせていただきます。

ここで、この法案が国会に提出されたり対しまして、業界が検討いたしましたときに、時期尚早論が出たのでござります。ところがその時期尚早論の背景を見ますと、一面では、現在業

界の体制を次第に整えて、それを軽械法の対象として助成してもらひよろこびにしたらとの意見がありましたが、また一面では、現在輸出がどんどん伸びる傾向と、輸入者による貿易規制の輸出のすべり出しや規制の低下などもございません。すなわちトランジスター・ラジオの輸出の急上昇に現在伸びつゝあるだけではないかといふ意見が非常に強かつたのでござります。すなわち相手国の正規販売ルートの乱れや価格の低下などを規制するの必要性を認識し得なかつたのでござります。こうしたまことに今まさに、すでに起りつゝある相手国の正規販売ルートの乱れや価格の低下などを規制するの必要性を認識し得なかつたのでござります。こうしたまことに今まさに至りましたても、何ら自主的な販売善案も出ておりません。私たちの国は性からいっても、自主的のみによる規制はおそらく困難と 思います。もし規制はおそらく困難と 思います。もしくは、自主的のみによる規制は、悲しき結果をもたらすことの恐れからいっても、相手国の信用も地に落ちます。従つて輸出量も激減して、価格も安なつて利益もなくなるというふうになつて、初めて自主的な規制を考えられ、また実施されるので、現在のままでもうかつて いるという段階には、自主的のみによる規制は、悲しき結果をもたらすことの恐れからいります。先ほど申し述べましたことからいりますように、このまま放置するならば、私たちのあすの経営にも支障が生ずるような事態の芽が幾つでも見られます。すなわち国内の過当競争と外の正規ルートを乱すことから、すでに新聞紙上で見られますように、本製品の反対の声が出ております。しかも、それだけ手おくれになる現在で

以上でござります。
○理事(島清君) 以上で四参考人の意見の拝聴は終りましたが、四参考の方に対し御質問をなさる方は、次御發言を願います。
○栗山良夫君 私今伺いました御意の中に、富永さんにおよと伺いたいと思います。あなたの御意見の中には、ドイツでは百ドル、日本では若干値下りまして現在では二十五ドル程度できている。その二十五ドルで十分採算がとれている、こういうことをおっしゃつたのであります。この採算とあれようというものは、いろいろ目があると思いますが、私どものいる経験からいたしますと、西ドイツで百ドルで作って、それが世界市場に当漫透し得るものであるならば、西イツと同じ品質をもつておる日本を、なるべくわれわれの努力で、百ドルの上を越すということは、とうて商売にならないでしようが、百ドル近づけながら輸出をしていく、こうう努力が国内業者としては、製造業者も販売業者も必要ではないか。非常日本品は安いというのだが、みずから卑下して安くする必要はないので、べくいわゆる国際的な価格水準の製品を引き上げていく、こうい努力をすべきではないか、そういうふうに私は考えますが、これに対する意見はいかがでしようか。
○参考人(宮原翠次郎君) これは私は参考人としての意見開陳のときに申し上げたのでありますけれども、結局

以上でござります。
○理事(島清君) 以上で四参考人の意見の拝聴は終りましたが、四参考の方に対し御質問をなさる方は、次御発言を願います。

○栗山良夫君 私今伺いました御意の中では、富永さんによつと伺いたいと思います。あなたのお言葉の中にドイツでは百ドル、日本では若干値下りまして現在では二十五ドル程度できている。その二十五ドルで十分採算がとれている、こういうことをおっしゃつたのであります。この採算どれようというものは、いろいろ目があると思いますが、私どものいるな経験からいたしますと、西ドイツで百ドルで作つて、それが世界市場に当漫透し得るものであるならば、西イツと同じ品質をもつておる日本を、なるべくわれわれの努力で、百ドルの上を越すということは、とうて商売にならないでしようが、百ドル近づけながら輸出をしていく、こう努力が国内業者としては、製造業者も販売業者も必要ではないか。非常日本品は安いといつたが、みずから卑下して安くする必要はないので、べくいわゆる国際的な価格水準の製品を引き上げていく、こうい努力をすべきではないか、そういうふうに私は考えますが、これに対する意見はいかがでしようか。

○参考人(宮原翠次郎君) これは私参考人としての意見開陳のときに由りましたのでありますけれども、結果

すらだ
御人順見覧い西がでんがくの算方相品下にいに著いならう日なう工御今しも

日本製品がこれだけ世界のあらゆるところは、安いということ、品質は、もちろん今お話をのように、ドイツの品に負けないとい程度にいっておるのであるが、安いという点において、初めて大衆の購買力にマッチしたのである、大体この使用目的が、双眼鏡というのは、観劇であるとか、あるいはスポーツであるとかといったような大衆の娯楽に使われるものであるから、高価したのは結局売れないということです、つまり大衆価格であるということにおいて、これだけの売り上げをしておるのであると考えます。現に日本で、ほんとうにこれこそドイツ品に負けないという最高級のものができます。日本光学の製品であります。日本光学は月五台出ておりましたが、最近ではもう生産をやめております。そういうことで、結局は適当な採算のとれる価格で、結構今、日本で双眼鏡のメーカーは一割から二割の間の利益を得ております。何ら不安はありません。皆が大へんこれを喜んで作っておりますし、その状態においてたくさん売っていることが、この輸出振興という目標じゃなければ、少しでも高くすると、これは売れなくなるのじゃないかと思います。品質向上はけつこうだけれども、品質を少しくらいよくしたからといって、これはそれだけよい売れるものでないのじゃないか、双眼鏡はこれは双眼鏡自体の性質を御了解願わぬとわからぬのだけれども、現在の状態から少

は経費がかかるのであります。それで、レンズ一つの問題を考えましても、コストにおいて大へん違いが出てくるのであります。無理をして、ここでしいてそろする必要はないというふうに考えます。

○栗山良夫君　いや、私の外国品との比較の場合は、やはり品質が同質であるということが前提でありますから、同質な品質について、日本の方が二割安いとか三割安いということならば、商売として成り立つと思いますが、四分の一であるというような、そういう安い値段にして商売をする必要はないのではないか。こういうことを私は申し上げたわけです。このことは私も実験段階にして商売をする必要はないのではないか。これが申しあげたわけです。このことは私も実はずつと一回り回ってきたときに、ライタートとか万年筆とか、こういったものを見て痛感してきたのですよ。日本の雑貨品といらるのは全く安いですね、これは。で、安いし、しかもそれで輸入価格、向うの輸入価格を聞いてみますと、バイヤーは相当利益を得ているようですね、それでもなおかつ。ですかね、やはり雑貨品が日本の輸出貿易の相当なウエートを占めているのですから、外貨を獲得するという意味においては、値段はあまりバイヤーに、まあ悪い言葉でいと、ぼろもけをさせないで、利潤をもつと日本に持ち込むというやうなことを考えておくべきやならないのじやないかと、こういうことを私は申し上げている。

も、今最後にお話になつたトランジスター・ラジオにも、その他にもあると思いますが、完成品でなくて、こういうものができるというと、部品でもつて輸出をして適當なところで組み立てて売つてしまふ、こういうことが行われることになりますといふと、なかなかこれまで防げないことになるのだが、そういうものを防止する方法はありますか、実際問題として、この点をそれぞれの方からちょっと承わっておきたい。

政府並びに民間ござつて、いろいろな点で研究しておると思います。これをわれわれがここで大いにドイツと競争しながら、価格をドイツの五分の一にならなくとも、それの八〇%までに持つていただきたいというのが、われわれの業界の要望でございます。従いまして今御指摘のパーセントの点で、今香港等において組み立てをやられて、われわれの統制がきびしいために、パーセントを輸出されて販売されている。こういう点については、こういう結果があるために、われわれはこの法案が必要だと思つてあります。といいますのは、現在の規定でパーセントを輸出してはいけないという規定はございません。こういう点も、輸出するには関連産業のパーセンテージを表示したのみで輸出することができる。こういふ点に要約されますと、やはりこの法案がわれわれのためにも必要であるかということを、はつきりおわかり願えると思います。こういう点で、遺憾ながら若干の、先ほどの富永参考人の発言の内容では、相當な数値が出ているといふようなお考えのようですが、私の方もこれは黙つて眠つてることはできませんので、いろいろな点で調査いたしました。東京、横浜から出荷されているがあるいは関西方面からこういうパーセントが流れ出さないよう、われわれの規制によつて、今の団体法による工業組合ではどうでできまんので、今度の法律の中でこういうものを規制していく、せつかく売るものをいいものを高く喜んでいたたこうという考え方から、われ

われがこの法案に対する考え方を多数
がそういうふうに考えております。決
してドイツの金額から見ますと、五分
の一という考え方で、安いから売れるの
だという考え方では、われわれの業界で
はもうなくなつたような気がします。
と申しますのは、実は昨年の十月に振
興会社が一手買い取りの基礎ができる
てあげましょ。こういうような制度
ができまして、そのときの価格と現在
の価格は、おそらく反対者である富永
さんであるにても明確に認識されて
おると思います。あの当時の状況から
いきますと、おそらく一ドルは上つて
おります。われわれのメーカーの手取
りが三百円から四百円もあるの當時から
見ると価格的には上つております。こ
れは否定できません、実例がはつきりし
ておりますので。振興会社無用論を先
ほど言つておりましたが、決してそ
うものではないというふうに御認識
願いたいと願います。

していただきいて、そして私どもの判断の間違いのないようにならいたいと思ひますから、いずれまたそのときに、われわれでよくわからぬときがあれば、富永さんと兼子さんにもう一ぺんきていただくといふこともあると思ひます。とにかく非常に同じ業界で意見が正反対に食い違うということは、ちよつと国会の審議としては、そのどちらを取るかといふことは、慎重でなければならぬので、そういうふうにあくまでもお願いいたします。

○**叢山良夫君** 私はちょっとと時間がなさいものですから、あとで資料をいただければ、きょうはそれだけこうだと思います。

○**理事(島清君)** では兼子さん、そのように。

○**栗山良夫君** あとミシン、トランジスターの方は、先ほど私がお尋ねしたようなことで、ほかに御発言いたくようなことはありませんか。

○**参考人(前田久雄君)** 今栗山先生からお話をありましたトランジスターの方は、まだ入れていただいておりませんが、入れていただくことについて御不審があるといけませんので申さしていただきますが、トランジスターの方では、部品で入れてどうしても壳りながら、入れていても壊れてしまうことがあります。やむを得ず、完製品じゃ困る輸入できない、という先では、これは部品で売ることも考えますが、これらは事業協会の内部におきまして、部品業者も十分な発言のできる立場をとて、そして売先国のコストの構成に七

は、日本の中小企業の憲法である、こういうことをここに並んでおられる方が書つたのです。ここにいる重工業局長は当時局長でなかつたから、そういうことは言いませんでしたが、そこで、われわれもそんなことでは助かりませんと、いうことで、大いに討論をやつたわけですが、あの団体法で、わが国の政府、岸内閣は、これで商工組合をやるということになりますと、商業組合といらもの、あなたたちの方は工組合ですが、それでやつていただけますよ。しかし、あの法律でだめなんですか、あの法律で……。

○参考人(兼子忠勇君) 確かに当時の中小企業安定法に基づく調整組合などございました。今度の団体法に切りかわつて、去年の五月一日からわれわれ工業組合が誕生したわけです。今の御指摘は、団体法でできないかということなんですが、われわれは、団体法といらものは中小企業の一般法であつて、やはりそれに属さないわれわれの企業がはりそれだけでは防ぎきれない。たとえて申しますれば、先ほどのパートを輸出しまして、海外で組み立て販売するというような関係で、こういう点でも今の団体法では規制できない。それから企業者としての問題ですが、今までとにかく団体法では、現在の規定では、順番がくれば最低の保障は認めてくれるという点で、たとえば青空的な魚屋、八百屋さん的なものが並んで、双眼鏡のワクをもらって売つて商売をしている。ブローカー的な存在もある。こう

いう点では、やはり今の团体法では私どもは規制できない。こういう点が一つ。それから、決してわれわれは登録を停止するという問題でなくして、まず団体法の精神から言いまして、われわれの業界はまず生きることを考えなければならない。これは団体法の精神でござります。まず生きた後、海外の市場が非常によろしくなって、そうして新しい業者を入れていくというものが団体法の精神だと思うのです。それにのつとつてやつておるようですが、また事業協会の点は、現在われわれが振興会社という機関がございます。これは御承知のように商社あるいはわれわれメーカー、なお大手筋といって、組織を持つ大きな会社の三社をあわせた振興会社がござりますが、この振興会社ではどうしても不備だ。どうして不備かといいますと、まず法的に一般法人でありますから、せっかくわれわれが手数料を納めたものと税金によつてしまられるおそれがある。現在しばられておりますが、あるいは国がもつと今までの法律に伴いまして國のある程度資金の裏づけがある。衆議院で三つの付帯決議をされておりますが、あれを見ましても、財政的、経済的援助をしろといふ付帯決議がありますが、そういう点から考えましても、今の工業組合よりも事業協会の方がベターであるといふふうに考えておるわけです。そういう意味で、われわれはこそつてこの法案に、一応いただいてこらとう考えを持っております。

いたしますが、その団体法は、まあなるべくしゃつたよくな意味もあろうかと思いますけれども、私あなたと討論をしておるわけじゃないから申し上げませんけれども、団体法はそういうような趣旨ではなくして、あなたのようなりっぱな指導者すら、そういうように理解しているんだつたら、これは大問題であつて、これは中小企業庁の責任であるかどうかしりませんよ。しかし団体法の眞の目的は、やはり眞の目的を防ぐということに、やはり眞の目的があつて、とにかく眞の目的は過当競争を防ぐということにあるんですから、私はあなたのようない般法だとは考えておらぬわけで、しかし私は、あなたのようななりっぱな指導者がそり理解されているということでは、きわめて残念に思うわけです。そこで団体法じやいかぬということですが、実は皆さん方のような会社が日本に百九十か二百近くございまして、そのうちの百以上がこれに反対意見だということを私聞いたんですけど、兼子さんの方ではどう認識しておりますか。

発言をしておりましたが、ここに発言の内容を見ても、富永氏個人の資格で参つております。私は代表として業界の一般のこの法案に対する考え方を述べましたので、私の主觀も若干入りましましがれども、この大勢が、百九十三名の中で百五十六名がすでに署名しておる。あるいは反対者の今の連盟がございますが、これは本来ならば委員長がここに来られて説明するところがありましょが、委員長自身も、今まで反対しておられた中で、大体この法案を一応いただいていこうと、やつてみ話を申し上げたわけです。決して百名ではありません。そういう意味で、私は工業組合理事長としての業界の全般の意向をお話を申し上げたわけですが、その点が一つ。

○阿部竹松君 今の点について富永さんにも、もし違つた点があればお伺いします。違わなければよろしいんですが、その点が一つ。
それからこれは衆議院の商工委員会で、いろいろ論議をやつておりますから、衆議院でやつた論議を私は繰り返すつもりございません。ただ皆さん方の、双眼鏡振興会とか、振興株式会社などといふ名称の一つの組織がござりますね、しかし双眼鏡作つておられる全部の方に対しても融資で五千円使つておられるところだと……。衆議院の商工委員会の委員と、ここにお見えになつておる小出局長と、皆さん方と話したかどうかわかりませんけれども、しかし

それくらい苦しいのであれば、なぜ安い金利を使わぬのであるかといふことがあります。私は代表として業界を、これを一つ富永さんにお尋ねいたしました。

○参考人(富永孝次郎君) 業界が賛成、反対両論あります。これは当然ありますけれども、この大勢が、百九十三名の中で百五十六名がすでに署名しておる。あるいは反対者の今の連盟がございますが、これは本来ならば委員長がここに来られて説明するところがありましょが、委員長自身も、今まで反対しておられた中で、大体この法案を一応いただいていこうと、やつてみ話を申し上げたわけですが、その点が一つ。

○阿部竹松君 今の点について富永さんにも、もし違つた点があればお伺いします。違わなければよろしいんですが、その点が一つ。

それからこれは衆議院の商工委員会で、いろいろ論議をやつておりますから、衆議院でやつた論議を私は繰り返すつもりございません。ただ皆さん方の、双眼鏡振興会とか、振興株式会社などといふ名称の一つの組織がござりますね、しかし双眼鏡作つておられる全部の方に対しても融資で五千円使つておられるところだと……。衆議院の商工委員会の委員と、ここにお見えになつておる小出局長と、皆さん方と話したかどうかわかりませんけれども、しかし

それくらい苦しいのであれば、なぜ安い金利を使わぬのであるかといふことがあります。私は代表として業界を、これを一つ富永さんにお尋ねいたしました。

○参考人(富永孝次郎君) 業界が賛成、反対両論あります。これは当然ありますけれども、この大勢が、百九十三名の中で百五十六名がすでに署名しておる。あるいは反対者の今の連盟がござりますね、しかし双眼鏡作つておられる全部の方に対しても融資で五千円使つておられるところだと……。衆議院の商工委員会の委員と、ここにお見えになつておる小出局長と、皆さん方と話したかどうかわかりませんけれども、しかし

それくらい苦しいのであれば、なぜ安い金利を使わぬのであるかといふことがあります。私は代表として業界を、これを一つ富永さんにお尋ねいたしました。

○参考人(富永孝次郎君) 業界が賛成、反対両論あります。これは当然ありますけれども、この大勢が、百九十三名の中で百五十六名がすでに署名しておる。あるいは反対者の今の連盟がござりますね、しかし双眼鏡作つておられる全部の方に対しても融資で五千円使つておられるところだと……。衆議院の商工委員会の委員と、ここにお見えになつておる小出局長と、皆さん方と話したかどうかわかりませんけれども、しかし

それくらい苦しいのであれば、なぜ安い金利を使わぬのであるかといふことがあります。私は代表として業界を、これを一つ富永さんにお尋ねいたしました。

○参考人(富永孝次郎君) 業界が賛成、反対両論あります。これは当然ありますけれども、この大勢が、百九十三名の中で百五十六名がすでに署名しておる。あるいは反対者の今の連盟がござりますね、しかし双眼鏡作つておられる全部の方に対しても融資で五千円使つておられるところだと……。衆議院の商工委員会の委員と、ここにお見えになつておる小出局長と、皆さん方と話したかどうかわかりませんけれども、しかし

通産省から引き下つてきて後、理事長、副理事長が人を使つて、全業者の中の賛成だけの署名をとつて歩いたのであります。これは当然協同組合の理事長としてはすべきことじやないと思ひます。賛成、反対両方を持つて歩いたので、どちらかについてくれといふのは、集まるのも当然であります。そのらわかりりますけれども、賛成だけのものを持って、どうだ、これはいいんじやないか、押さないかといふふうでは、集まるのも当然であります。その他関連業者、これはその辺に御用を聞きに来るところの下請の業者に、さあ押せ押せで作ったもので、これは五百集まるうが千集まるうが、これはそのときの調子であつて大した意味のあるものではありません。そういうよくなことですね。つまり、これは偽装されたものであります。もっと極端なことを申し上げたいのですけれども、あまりに下劣でありますので申し上げませんけれども、判を取つた方法につきましても、いろいろ実事があるのであります。なぜこれを総会において正々堂々ときめないかということなんでありまして、そういうふうな方法によって作られた。私の方も、実はさつき申しましたように、十一月二十五日の審議会に出しました八十通あるのであります。これをなぜきよよつて来なかつたかということは、先刻こちらがおつしやいましたように、私どもが懇話会を作り——懇話会というのでは前にあつたのであります。あれは、双眼鏡界のいろいろな問題を研究してそれに対し運動するという本来のことは永続的な懇話会という集まりであります。この法案が出たために、それを母体としまして軽機械輸出振興法

案撤回連盟といふものを実は作つたのであります。だから、懇話会に四十名としましても、その上に入十名などものは乗つかつてゐる。その委員長であるところの某氏は、最初においては、衆議院において法案が通るまでは、最後まで戦うんだ、参議院で最後まで戦うんだということをあらゆる席において公言しておつたのであります。ところが、衆議院を通つた後に、俄然として今度は態度が変つてきた。これは、別に一つ重要な業界の問題があるんです。つまり、生産制限がありますから、その生産数量の割当をもつとふやしてもらいたいという、これはもう念願であります。みんなの念願であります。それにつきまして、増ワクと申しているんですが、通産省にお願いしてもう少しふやしてもらつていんじやないか、国際情勢、需給関係からしてもつとふやしてもらつてもいいんじゃないか、また、小さいメーカーは、月に百本しか作れないものもあるし、二百本しか作れないものもあるし、こういうことでは生活ができないんだといふ意味から、全体の数量をふやしてもららう、その結果、またお互の各個人の数量がふえるということの、つまり増ワク運動と言つているんですけども、通産省にお願いして割当をふやしてもらうといふ意味の増ワク運動であります。それがたまたま一緒に起つてきました、ぜひこの際かりに五万本なり十万本なりふやしてもらおうじゃないかといふ別個にまた運動があるわけなんです。そこで、この法案とこれを結びつけまして、あまり法案に反対をするこれはいかんじやないか、そのためにワクの方が運動がうま

くいかないのであつたんでは困るといふところに頭が行つたんです。そこで、頭が切りかわっちゃつた。法案を立案した人も産業機械課である、ワクをふやしてくれる所も産業機械課である、この法案にあまり反対するといふことは、一方において不利益な現象が起るんじゃないかといったようなそらいうことから、反対の急先鋒であつた委員長は、この反対を打ち切るという趣旨において、すっかり方針が變つてきただのあります。これはまさに遺憾なことでありますし、もちろんそういうことを通産省は考へていらっしゃるわけはないのでありますけれど、非常にお互の低級さを暴露することでありまして、だからこういふことを申したくなかったのでありますけれども、当然これは法案は法案として、どうしたら双眼鏡輸出をはかれるか、大事な国策であります。これは、通産省もあるいは議員においても、われわれ業者も、一体となつて、賛成反対、こういふところが悪い、いいんだといふことを、当然議論する大事な国策なんですね。反対意見はもちろん言わなくちゃならない。また一方、生産数量の増加にしましても、さつきから私も御説明しましたように、膨大な注文が今あるのであります。各商社とも三万、二万、一万という注文をかかえて、生産制限のために応じ切れなくて困つてるのであります。決して私は架空のこととは申しません。三日前に東洋寒菜に連絡しましたところ、三万本のアンフィルド・オーダーがあるということを申しております。その他、一万、二万、何千という注文の満たされないのは至るところにある。こういう時代

に、もう少しこれはワクをこれくらい、關係から、さつきから私は警告しました。よう、に、部品輸出によるところの脅威が迫っております。そういう点から、もう少しこれはワクをこれくらい、あと五万本、十万本ふやさなくちゃならぬじゃないかということは、これは一つの国策なんです。両々相まつことで並行して考へべきことであるから、こっちを通しこっちを通さぬ、そんなことを考へること自体、これは根本的に間違つておると私は思うのであります。不幸にしてそういう考えにいる人が相当あるということが、非常な、私は自分ながらこういうところで申し上げるのは残念でありますけれども、あるのです。そういう見地からさつきの賛成者の名簿といふものはない、とにかく偽装されたものであると思ひます。私はきょう、けさくるときにつきの、八十名の判こを押したやつを持つてきたいと思いまして、委員長に電話をかけまして要求しました。懇和会、まあ撤回連盟の母体である懇和会におきましては、先般集合しまして衆議院は通つた。どうだらう、今後の方針どうしようかと、いうときに、やはりこれは法案は反対で最後まで進むべきであるといふことに決議をしたのです。議決したのです。みんなで決定したのです。しかるにその翌日委員長はそういうふうですっかり變つちやつている。あるいはかの方へもあうよろしいと実であります。そういうことからして、けさ実はその委員長にあの同意書

は一時こちらに貸してくれぬか、あれはあなたのものじゃない、あなたの分だけは一つ押してある。あなたの分だけつは全部こちらに「反対同賛」のだから、金員のものだから渡してもらいたいということを申し上げましたのですけれども、ついにそれは拒絶されたのであります。はなはだ残念ながら、その判のあるものはここにございませんけれども、大体皆さんにお上げましたものと実際のものと内容は同じでありますけれども、さよくな、まことにこういうところで申し上げることは恥かしい、だからこちらでもつて先ほどあいうことをおっしゃらなければ私は何も申し上げないつもりでしたのです。速記をとめて申し上げたかったのですけれども、事実ですからあの場合に御報告しまして、御批判を仰ぎたいと思って、数という問題については、反対も賛成もたくさんあるのだということですけれども、一つ御了解を得たいと思いまして、一つ御了解を得たいと思います。

○阿部竹松君 なお、私は年末融資の

であれば、別々な法律を作らなければ
ならないものだといよいよ私は判断
しているのです。しかし政府はなかなか
か仕事がたくさんあるわけで、なかなか
かそういうようにいかなかつたことだ
と私は理解しているのですが、そこで
川島さんにお尋ねいたします
が、今とにかく大阪、一番ことが多い
うに日本全国に散らばっているわけだ
すが、東京あるいは名古屋というよ
うに日本全国に散らばっているわけだ
すが、大阪で作るそのミシンは、私は
一度ある工場を見せていただいたので
すが、十六ドル五十セントから十七ド
ル二十セントぐらいででき上る。もち
ろん船賃も途中のマージンもかかりま
しょうが、アメリカにいったら、安く
て七十五ドルくらい、高いのは百二十
五ドルから百二十七ドルくらいで売れ
る。われわれしろうとが考えれば、な
くともどうやら、びっくりしたのです。
まだいろいろ理由がありましょ。し
かしこの法律が適用されることによつ
て、そういうことが規制されるかどうか
か、そこがまずお尋ねの第一点。

それから、第二点は、とにかく海外
輸出のワクがあるそらですね。各社に
よつていろいろワクがあるでしょ。
大阪が幾ら出せとか、名古屋が幾らだ
とか、京浜地区が幾らだとか、ワクが
あるそらですね。しかし、なかなかカワ
クよりも製造数量が何倍か能力がある
ので、そのミシン一台に対する輸出の
ワクが——一台に対し、ミシンがと
にくく十七ドルあるいは十七ドル二十

セントの何十倍もするといふようなことを聞いておるわけですよ。そういうふうな場合に、そういうワクの割当といふのですか、皆さん方の商売用語では何と申しますか。わざわざ使ひませんけれども、それから一本になつてとにかく一つの組織がスムーズにできるものかどうかといふことが、その第二点ですね、お尋ねの。ワクがありましょ、大阪も八千を固執する、東京は七千固執する、中京が六千固執するといつたら、なかなか仏作つて魂入れずにならないか。それがお尋ねの第二点。

オ、コイルですか、その点について大体同じような立場に置かれておるというような参考意見の開陳がございましてが、衆議院商工委員会の議事録を読んでみますと、田中さんという委員の方がトランジスター・ラジオとか、あるいはカメラ、こういうものは一体どうなつたのだという質問をなさつておるわけです。ところがこれはやはり局長の答弁としては、大体田中さんの意見には反対しておりませんけれども、それそれのやはり現在置かれている立場といふものを考慮して、田中さんの意見には反対しておりますけれども、また将来おやりになるということも明確にはおっしゃっておりませんが、ずっと一貫して流れでることとは、将来やられるというよりも判断できるようなら答弁をなさつておるわけです。従つて、もし来年ならば来年こういう法律に似たものを、あなたのおやりになつておるトランジスター・ラジオとか、あるいはまたカメラ、こういうものに適用するという法律を政府が出した場合は、これは賛成意見と反対意見があるかもしれません。しかし、今兼子さんと富永さんの内部事情承わつたのですが、これは労働組合と経営者ならばまつ二つに分れて激しくやるのは当然ですが、しかし、こういふ業者の方が、今までそれは賛成反対ございましょうけれども、こういうように明確に反対賛成全く併存して対立しておるといふのは、今まで参考の方何名か来ていただきて、あらゆる産業についてお伺いしたけれども、ないわけです。従つて、もし重工業局長の方で衆議院商工委員会に答弁したのを、来年実を結ばせて、あなた

●参考人 川島清祐君　ただいまの御質問の最初でござりますね。非常に日本ミシンがたとえば十四ドル、十五ドルで、それが向うの最終が、かりに五十五ドル、七十七ドル、これは先ほど阿部委員がおいでになる前に一応ミシンの輸入後の急膨張の状態御説明したわけであります。

る、途中で非常にもがけてそれで売られている。しかもそれで五十ドルは五十ドルという現状ですね。これを引き上げるということはなかなか非常に大へんなんです。二つ考えがございますが、向うで日本ミシンというものはやはり宣伝されていない。もつと日本ミシンというものはどんどん宣伝してくれれば——今は昔と違つて、昔はメイド・イン・オキュパイド・ジャパンを隠したのです。日本ミシンといふものは今は。今は決してアメリカの感情は、日本ものだからどうというものはない。非常にいいということを宣伝してくれ、それにはもつと宣伝費はこぢらで——アメリカはテレビが非常に高いのですけれども、テレビで宣伝すればわれわれがもつと高く売ろうとしても充りいいのだという点を非常に強調したいとしても、ところが現在そういうことは残念ながら個々ばらばらでございまして、そういう宣伝はほとんどしておりません。一部大きなメーカーが自分のブランドで宣伝しておりますけれども、さつき申し上げましたドイツのミシン、イタリアのミシンのよろに、日本ミシンとしては向うで宣伝されていない。ところが今後これによつて、一本化して日本ミシンを宣伝される場合には、まず向うの売る人への大きなバック・アップになつてくる。それからもう一つは、先ほど申し上げました通り、メーカーと途中にサプライヤーが入る、日本のこちらのサプライヤーもばらばらで、ある程度の販売ルートといふものを作つていって、大体それでいかなくちゃいかんのですが、同

時にやはりある程度のミシンでも、アメリカに行っております中で、普通の家庭ミシンと高級のジグザグがある。普通の家庭ミシンを考えました場合、ある程度のこちらとしての出荷する場合の共同体制ですね、これは必要じやないか。つまりこの中にござります一手中のですが、その場合にも一舉に全部買い取りもござりますし、一応ルートを調整する意味の買い取りもあると思ふのですが、非常に不況の場合の買い取りの意味が、非常に不況の場合の買い取りもござりますし、一応ルート化といつても、一つとは限りません。その場合によって、いろいろ向うの状況によって強弱ございますが、そういうことからいっても、やはり非常にプラスになるのじやないか。現在工業組合でいろいろその点努力しておりますのでござりますが、なかなか軌道に乗らぬ利害関係人で、非常に激しいですね。それで工業組合自身も先ほどちょっと申しましたけれども、すべてがこの振興法ができるでそれでその問題はいぢりやないかといふふうに言つておりまます。そういう点から言つても、一拳に、ほかの競争相手がある以上は、十五ドルが二十ドルになることは無理にしても、ある程度徐々に上るのじやないか。もう一つは、去年十四ドルを十五ドルに上げたことがございました。これは非常に異例な業界としての英断でござりますがそれはやっぱり向うを調査して、いろいろな連中が余つてゐるとか多いとか盛んな情報がくるのですね。それに対するある程度のこちらから駐在員が調査しまして、大体の見通しを立てて、それでこちらとタイアップして一ドル上げたので、非常に調査が大

きな役割でありまして、そういう観点からも今度はもっととプラスになるのじゃないか、これが一番です。

それから第二番目ですが、現在ミシン協会の考え方といたしましては、もちろん振興法と工業組合とできて、事業協会ができる、工業組合は十分にその機能はそのまま統けてもらいたい。ただ、やはり一応の自分たちの利害関係人だけのワクと、それから第三者というのは、決して冷酷な、知らない者という意味ではなくて、向うのいろいろな情報とか、いろいろな点を全部加味した振興事業協会の側と話し合いましょうじゃないか、そうすれば、一応の今よりもっと話し合いがスムーズに、いって、出荷調整もあるいは将来買取る場合でもむだな抑制的な出荷調整もしないし、あまり放漫なこともしないで済むのではないかという考えでございます。

それから三点は部品の点ですか。

○阿部竹松君 大企業がたとえばワクからその小さい針まで作る設備を持つているわけですね。しかしながらこういうことになると、もうとにかく全部中小メーカー、下請機関ですね、零細企業に製作を一切まかせてしまって、大会社といえども、單なる下請機関を利用する一つの、何と言ひのですか、組立て工場となつてしまつて、大企業といふものは一つもなくなるのではないかということです。

○参考人(川島清祐君) やはり大企業の特徴は、もちろん人材も従つて全体から言ふと多いですし、いろいろな輸出する場合に情報をキャッチする点もござりますし、大企業自身の宣伝といふものもござります。それからやはり

機械設備その他もございまして、それ
ぞれ特徴はあると思います。従つて大
企業といえども、全部、たとえば部品
が三百六十なら三百六十から成り立つ
ているとしますと、決して全部作つて
いるということではなくて、合理的な
面だけを一合理的に考えて自分で
作つた方がいい、あるいは機能上非常に
重要な面だというところだけを作つて
おりまして、現在はほとんど全部作つ
ているわけではございませんが、従つ
て特別このために急に大企業の機能が
喪失するとか、変貌するということは
ないと思います。

ても、これは時限立法にもなつていて、有用な登録制があるし、もう一つの事業協会の方もこれは自主的に運営できそうでござりますし、これによつて海外マーケットをよく調査して、向うの正規のルートを乱さないような販売方法をこれによつてとれる、こういふところまできているとすれば、これを早く成立させて、トランジスターも入れていただきたい、こう思ひます。それから私は個人として申し上げておりますけれども、今までの反対意見といふほどのものではなくて、反対ではなくて時期尚早論で見送らうといった形なんです。しかしながらもう相手方の正規ルートを乱したといふことで、こんな日本品は困るというような声がちらほら見えかかっているのです。ですから今や時期尚早論ではない――時期尚早を唱えているといふ時期ではないということになりますと、私ども業界としては、おそらくほとんどの全員が一致するのではないかと、私は思ひうのです。ですから早急にトランジスター・ラジオを含めてすみやかに成立させていただきたいと思うのです。事がむずかしくなつてから、困つてから、立法それから成立するまで、ずいぶん時間がかかりますので、今年中にもすべてが動き出すという態勢をとらなければ、非常におしいことをすることになると思います。毎年三百億円の外貨を捨ててしまうというようなことになると思いますので、この点を痛切にお願いしたいと思うのです。

○参考人(富永幸次郎君) 向うの値段でござります。
○上原正吉君 向うの小売値段ですか。わかりました。
それで、わかつておればお答えいた
だきたいのですが、ドイツの双眼鏡を
百ドルで販売する、日本の双眼鏡を二
十五ドルで販売するのに、その利益の
率はおののどのくらいということ
が、わかつておつたらお答えいただき
たいと思います。わからなければけつ
こうです。
○参考人(富永幸次郎君) そこまでは
調べておりません。
○上原正吉君 それから前田さんに
ちよと伺います。御陳述わざわざプリ
ントとしてお配りいただいて大へん
参考になつたのですが、どうもいさき
か抽象的に過ぎるようでして、われわれ
しろうとに理解できないようなところ
があるわけなんです。たとえば、おつ
しゃいます正規のルートを乱した
日本のエクスボーダーかメーカーが知
りませんか、海外の正規のルートを乱
した、その正規のルートというのほど
ういうもので、それを乱すなどいう
ふうになるかという事実、具体的な
例、現在トランジスター業界で海外に
おいてこういう問題が起りつつある。
たとえばエクスボーダーから、イン
ボーダーから、価格から、ルートか
ら、具体的に実例をあげてお示しいた
だければなわけこうですが、トラン
ジスター・ラジオについて海外におい
てこういう問題が起りつつあるとい
うお話をありましたが、これはメー
カーが、あるいはエクスボーダーが輸
出する値段だと思うのですが、それが
向うで……。

ことを列挙していただきたい。そうしてこの振興法が通れば、振興法にどういう定めがあるから、これにはこういう手が打てる、これにはこういう手が打てるというふうな具体的な実例を、もちろんこれからのことですから、想像でけつこうですが、これをあげて、御説明をいたい。そういう書類な大へん参考になると思います。それをお願ひいたしたいと思います。

○参考人(前田久雄君) 今簡単に申し上げますことを申し上げますと、正規のルートと申しますと、この日本の国内でテレビ販売がございますが、そういうことを正規のルートを乱したと申し上げたのです。たとえばアメリカに売りますと御屋も困りますし、小売屋さんも困るわけでござりますが、そういうことを正規のルートを乱したと申し上げたのです。たとえばア

メリカに売りますと、アメリカにもメーカーがござりますし、御屋もござりますし、小売屋もございます。もちろん需要家もあります。それを日本から輸出するときに、向うの位置の高い御屋さんに売り込むというときには、適当な値段であつてよろしいのですが、向うからバイヤーが来まして、直接来てくれたのだから、これは売らなければというので、かりに同じ値段で何台かを契約したとしますと、それが売られた先はもうどこへ行くかわからないのです。直接かりに需要家にいくあるいは小売屋に行つたとしますと、向うの業者は、日本品というのは御屋に入るのも小売手段、需要家に売つてるのはどこから入ってきたのかしら

○上原正吉君 まあ正規のルートを乱すだけはわかりましたが、そのほかにどういう不都合が生じつたあるか、そういうようなことが具体的にあげられましたらあげていただきたいと思いま

す。そして、この法律にはこういう条

項があるから、この法律によつてそれ

に対してもう一つお願いいた

したいのです。

○参考人(前田久雄君) あとで書いて参りますから。

○理事(小幡治和君) ほかに御質問

りませんか。参考人の方には長時間に

わたりいろいろ貴重な御意見をお述べ

下さいましてありがとうございます。

委員会を代表して厚くお礼を申し

上げます。委員会におきましても皆さ

んの御意見を参考いたしまして法案

を審査を進めたないと存じます。

それでは二時半まで休憩いたしま

す。

午後一時二十五分休憩

○委員長(田畠金光君) これより委員会を開会いたします。

午後二時十七分開会

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案を議題といたします。

く売られているということになりますと、日本のトランジスターというものは、信用がない。日本のああいうものは

値段の高い安いにかかるらず扱えない。適切なかたい利益が得られないから扱えないということになるのです。これが一番問題だと思うのであります。そういうことを正規のルートを乱すという言葉で申し上げたのでござります。

○島清君 私は昨日、開銀に對して債務保証の必要はない、こういうようないま

御質疑のある方は、御發言を願います。

政府の御答弁に対しまして、それは、

はははだ了解しくい、こういうこと

を申し上げて質問を打ち切つたのであります。申し上げますゆえんの

ものは、従来、やはり開銀からの石油

資源開発株式会社に對しまする融資で

は、担保をきつく取つておるのであります。

申し上げるまでもございませんが、同社は、設立後日が浅くて、事業

の性質上、借り入れに必要な担保物件

も少ないわけですね。開銀当局では、

油田の埋蔵量が相当程度確認されるま

では、容易に貸付に応じない意向を示

しておりますし、これは、やはり開銀

法の第十八条二項に、資金の貸付は「債務の履行が確実である」と認められる場合に限り、行うことができる。」と定め

られています以上、開銀の立場からすれば、当然のことと思われるのです。

従つて、同社の開銀借入金について

も、融資対象になる油田の埋蔵量が、

相当程度確認され、担保価値を認めら

れるに至る時期までは、やはり政府が

債務保証をしてやつて、同社の資金の

調達の円滑化をはかることが、私はこ

の法律のおもなる目的でなければならぬ、趣旨でなければならぬと、かように

観点から、きのう政府当局にお尋ね

をしたのでしたが、その意味における

ところの満足な答弁を得られなかつた

ので、きのうは質問を打ち切つたわけ

でございましたが、やはり一晩熟考し

てみても、私の考え方には、やはりそ

うな規定は別段、もちろんないようでござりますが、先ほど御指摘になりましたように、開銀法の十八条におきまし

たように、開銀法の十八条におきまし

ては、開銀も金融機関でございますの

で、債務の回収といふことにつきまし

るわけです。ただ政府当局の御答弁の

中には、あるいは大蔵省との関係にお

いて、通産省の立場からすると、きの

みたよろしく御答弁しかできなかつたの

かなあと、こういうような推測もしました

わけでござりますけれども、私はしかし

し、大蔵省とどいうよろしくお説し合

いがあろうとも、通産省といたしまし

ては、また鉛山局といたしましては、

やはり石油資源開発会社の持つており

ます国家的使命にかんがみまして、開

銀からの融資を受ける場合でも、政府

が債務を保証する、こういう趣旨をや

はり貰いていただかなければ、同社の

融資の回収わけでござりますが、ただ、

一方開銀は、政府機関でございまし

て、当然政府の政策を実行する一つの

機関でもあるわけであります。

大蔵省といたしましても、実態が、

融資の対象となり得るという、こうい

うような場合には、石油資源開発株式

会社が担保がないために開銀から融資

を受けることのできない、そういうよ

うなことのないよう努力を十分いた

しましよう、というよろしく意向を漏ら

しておきます。私ども、今後今のように

考えておりますが、大蔵省でも、今

のようなラインで、十分今後、御協力い

ただけるものと確信をいたしておる次

第でござります。

○島清君 御答弁といたしましては、

十二分な満足ではございませんが、

ある程度、私が懸念をいたしました点

は、解決できるような気がしますの

で、それでよろしいわけなんだとござ

りますが、私といたしましては、や

はりこの種の法案を十分に審議し、

そして可決をするという前提といたし

ましては、大蔵省の関係官だとか、

あるいは開銀の係の者をこつちの方

へ呼びまして、そして今、福井さん

から御答弁のありましたよななことが間違いなく、そういう工合に実施されるのだと、う裏付けがなければ、十二分な安心が持てないわけでございますが、やはり時間の関係もありましたし、大蔵省内の係官であるとか、開銀をここにまた呼んで、確實にそいつたような趣旨を表明させるということでも、時間的な関係で、いかがかと思いまして、私は、福井さんの御答弁をもって、一抹の不十分さを感じながら、その答弁で質問を終りたいと思っておりますが、願わくばどうか一つ、本法案が可決されました場合には、やはり從来、開銀当局が十分な担保力を要求しております関係からいたしまして、これが必ずしも円滑に行くとも、また思えない節もありますので、どうか一つ、私が懸念をしております問題が、将来杞憂に終りますように、格段と、通産当局と福井さんにおかれましては、努力をされて、円滑な資金調達ができるよう、格段の御配慮を願つておきたい。希望だけお述べ申し上げて、私の質問を終ることにいたします。

きのう御説明の中にございましたの第三点の石油鉱業権評価審査会を廢止するということ、これは、今より四年前、特殊に作った法律ですが、しかる直すということを通して大臣が言明しておられるのですが、これと、全然関係ないですか。

○政府委員(福井政男君) 仰せのよとに、鉱業法とは関係ないわけでござります。

関係ないと申します意味は、法律の条文として関係がないという意味でございまして、石油鉱業権評価審査会と申しますのは、昨日も簡単に御説明申上げましたように、石油資源開発株式会社が設立されましたときに、帝國石油株式会社から、一時に多数の鉱業権を譲り受けをすることになつたわけであります。が、その際に、評価の適正化を期します意味におきまして、臨時にこういふ評価審査会を設けたわけございまして、従いまして、この会社付則の付則に掲げておるわけでございますが、すでに譲渡は完了いたしました。その後に、個々に取引は若干ございますけれども、この設立時の大量の移転は終りましたので、この評価審査会の役目は終了いたしたわけであります。従いまして、この際、これを廃止いたしたい。

こういうことでございまして、鉱業法の方は、別途設置法改正をしていただきまして、鉱業法改正審議会といふものを設置をお願いいたしております。現在参議院の内閣委員会の方で御審議をおいただいておるわけでございま

すが、ここで可決をされますと、早速
鉱業法改正審議会の活動を開始するよ
うな取り組みをいたしたい、かようう
考えております。

○阿部竹松君 その鉱業法を參議院の
内閣委員会で審議しておるのではなく
て、その審議会を設けるということにつ
いて是か否か審議をしているので
しょう。鉱業法をこれで審議しておる
わけじゃないでしよう、參議院の内閣
委員会でね。

○政府委員(福井政男君) さようぢで
ざいます。鉱業法改正審議会の設置に
つきまして、通産省設置法の一部改正
法律案の御審議をお願いいたしておる
わけであります。

○阿部竹松君 そらしますと、昨年暮
れの本委員会において、通産大臣が、明治
三十四年に作った鉱業法の上
改正に基いて鉱区の整理統合等も行な
のであるという言明から始まります
と、この昭和三十年十二月に作つた法
律ですから、直接関係ないようではじ
れども、ことしの暮れになるか、来年
になるかは別として、直ちにこういふ
審査会といふものが、内容が違つ
ても、やや似た審査会が必要になつてく
るといふことが言えるわけですね。

従つて、何のために、そういうもの
が、やがて必要とする時代がくるの
に、これがどうして廢止しなければな
らぬか、こういうことなんですね。
のうの島委員の質問に対しても、あん
は、石油会社も困る、私どもも困ります
といふ御答弁でしたね。これは、こ
にかく國全体を支配する法律です
ら、單なる開発株式会社ばかり規制す
る法律でないですか、それに関連
して、よその鉱区の問題等もあるから、

その人たちも困るなら、あの人たちが困るということになるので、どうものあたり、明確でないのですが、御明をしていただきたいと思います。

○政府委員(福井政男君) この石油業権評価審査会と申しますのは、先ほど申し上げましたような趣旨でござますが、この法律の規定がござります。以上は、石油資源開発株式会社が、一石と言わば、他の会社なり個人から取り受けますような場合には、すべての審査会の意見を聞かなければならぬ、こういう法律関係に相なるわけございまして、鉱業法の問題といたましても、鉱区の強制分合、こうい規定を置くということになります。されば、これは一般的に鉱業法の問題でございまして、その際に、あるいはこのいう評価審査会というようなものを一般的に置くことが必要であるかどうかということを大いに研究しなければならないと思います。

ここで言っております評価審査会は、石油資源開発株式会社が、譲り受けをいたします場合にかけなければならぬ審査会、こういうことでござります。

○阿部竹松君 そういうことですら、今御説明があつた福井さんのお話は、よくわかるがゆえに、明年統合といふことがあって、つまりこれは国有资产になるということには、——整理統合しなければ別でよい——こういうものが、やはり必要なてくる時代があるだろうと私はうので、当然、残しておかなければならないでしょう。——別に金がかかることでございませんから。そういうふうな時代があるだろうと私は

それから、それがもし、そつてではな
とすれば、これから石油資源開発株
式会社が、ほかに持つておる、どなたか
持つているかは別として、石油鉱区の
一切買収しない、あるいは整理統合され
やらない、こういうことに理解され
のですが、それはいかがでしようか
す。○政府委員(福井政男君) 石油資源開
発株式会社におきましては、当然、
はり鉱区の取得でござりますとか、
いはまた不用になりましたものの
分とか、こういうようなことが行わ
ると思います。現に行われておるわ
りますが、ただ会社の責任者も
わけでござりますので、小さな財
の個々の処分につきまして、どうい
うことがあります。現に行われておるわ
りますが、ただ会社の責任者も
非常に処理の迅速を妨げますし、手
続が煩瑣である、こういうことによ
ら、必ずしもそういう手続を踏む必
がないのではないかということです
います。

○阿部竹松君 そうしますと、私
知つておる範囲内では、石油資源開
発株式会社で現在事業としてやつてお
るのは、越後川口町のそばに田麦山と
いうのがありますね。それが一番有望
あるということを聞いておるんで
が、それ以上有望なのがあるかも
ませんが、あれを現在持つておつて
あの附近に鉱区がある。それを将来お
うということになれば、こういうふ
が必要になつたり、また民間に払い
げるということになれば、改正点の
二項に当てはまるような機関が必要
ということになるだらうと思うの
です。

しかし一切、資源開発会社の三村
などあるか、あるいは岡田さんであ
れられることで、思ひなにかなかな
うござるが、これでござる。

かわかりませんが、その人たちが、端的に申し上げれば、その人たちのみによつて、一切の取引を行ふ、こういうことになるのですか。

○政府委員(福井政男君) さようでござりますが、ただ重要な財産になります場合には、通産大臣なり大蔵大臣の認可を経なければならぬ。こういう手続は残るわけでございます。

ただ、この石油鉱業権評価審査会にかける手続は省略される。こういうことに相なります。

○阿部竹松君 そうすると、それは国有財産処理法に基いてやられるのだろう。民間に払い下げるといふような場合は、そういうことにならぬわけです。そのものさしを、だれが作つてくれるかといふことになると、その国有財産処理法に基いてやる場合に、だれが責任者になるかということですよ。やっぱり資源開発株式会社がやると、こういうことに理解されることなんですか。

○政府委員(福井政男君) 石油資源開発株式会社は、政府の多額の出資をいたしております。そういう特別立法に根拠をおいております特殊会社でござりますけれども、財産は、国有財産とはなつております。

○阿部竹松君 そうであるから、監督のある程度の範囲内で、ほかは一切、その国有財産処理法に基いてやらぬでよろしいと、こういうことになるわけですね。

○阿部竹松君 その次に、第一項目の、政府が保証するという、融資の問題ですが、これは島委員の昨日の質問やら、局長の御

答弁で、大体理解できたのですが、これは世界銀行には関係ございませんか。

○政府委員(福井政男君) 世界銀行には、関係はございません。

ただ、この石油鉱業権評価審査会にかける手続は省略される。こういう手続は残るわけでございます。

あつて、たとえば電源開発のために、関東あるいは中部とか、こういう電力会社に、世界銀行から融資するという

ようなことは全然相ならぬと、こう

いうことです。

○政府委員(福井政男君) 今のところは、世界銀行からの融資は考えられておりません。

○阿部竹松君 それから、これの対象になるのは、今までそれがあらゆる

月ですか、その分については廻り込んで、その探鉱の結果、油の層があると

いと、たとえば、きよならきよ可

決して、本会議にかかるつて、次の日か

ら、その日付の裏づけにするのだと、

こういうことになるのですか。ただ、

野嶺ですか、一本とにかく、これは石

油資源開発株式会社でやつたと思うの

ですが、一本ボーリングをおろして、

おろしすぎてしまつて七千万円損をし

て、七千円をただ投げてしまつた

と、あの辺の人たちは、こういうことに理解がないから、こういう金は、どこから出たかといふことを騒いでいる

ようですが、そういうことで、前の負

債の分まで廻り及して裏づけするもの

か、この修正点が効力を発生してから

お尋ねいたします。

○政府委員(福井政男君) 現実問題といたしまして、石油資源開発株式会社では、今まで金融機関から融資を受けておりますのは、開発銀行から一億七千万円の融資を受けているだけでございまして、その他の民間金融機関からは、融資を受けておりません。この法律が成立いたしまして、現実に債務保証を必要といたします場合には、予算

よりそのワクの範囲内で保証する、こういうことになつて参りますので、当然

将来の問題になります。

それから、ただいま仰せの事例につきましては、本件は探鉱いたしま

すがね、今までの融資分に対しても、

政府がさかのばつて裏判を押すのか。

この法律が有効になつた、三十年十一

月ですか、その分については廻り込んで、その探鉱の結果、油の層があると

いと、たとえば、きよならきよ可

決して、本会議にかかるつて、次の日か

ら、その日付の裏づけにするのだと、

こういうことになるのですか。ただ、

野嶺ですか、一本とにかく、これは石

油資源開発株式会社でやつたと思うの

ですが、一本ボーリングをおろして、

おろしすぎてしまつて七千万円損をし

て、七千円をただ投げてしまつた

と、あの辺の人たちは、こういうこと

に理解がないから、こういう金は、ど

うかわからませんけれども、私のお尋

ねしているのは、大体、市価で売つて

おるのか。もう国策会社ですから

程度はね。ですから、そういう赤字を見

越して、将来のために、安く売つてお

るものかどうかということをお尋ねし

ておるのです。

○政府委員(福井政男君) 御指摘の点は、ごもつともな点でございますが、その分について、どちらどこまで

いたしまして、石油資源開発株式会社は、どこの金だといふことは規制できま

せんでしよう。探鉱の分について、

なるかわからんけれども、安く売つておるのかどうか。一般市価で

売つておれば、大体、そのさやがどう

何割と、民間の分は何割ということに

なるかわからんけれども、安く売つておるのかどうか。

まあ、政府は、幾ら出資しておるから

売つておるのかどうか。

それで、将来のため、安く売つてお

るものかどうかということをお尋ねし

ておるのです。

○政府委員(福井政男君) 現実の資金繰りの問題といたしましては、ただいま阿部先生の御指摘のような格好になります。

ただ、会社の予算といたしまして、

その收支計算なり、会社の予算の実行

をお願いいたしております分と、それ

ををお願いいたしてあります分と、それ

から民間から出資を年々お願いいたし

ておりますこの出資金でまかなかつてお

るわけござります。

○阿部竹松君 その答弁は、きのうも

島委員の質問に対して、あなたはな

さつておつたが、政府から入る金と民

間から入ってくる金、あるいはその他

の利潤は、どういうことになるのか。

まあ、政府は、幾ら出資しておるから

売つておるのかどうか。

何割と、民間の分は何割ということに

なるかわからんけれども、安く売つてお

るものかどうか。

それで、将来のために、安く売つてお

○政府委員(福井政男君) ただいま申し上げましたように、他の国産の原油と同じ価格で販売いたしております。

○阿部竹松君 最後に、将来どうしたことになりますかね。

確かに局長のおっしゃる通り、これは今、採算がとれないだらうということはわかるけれども、やっぱり採算がとれなくとも、とにかくやりだした以上は、金を注ぎ込んでいかなければならぬということになつて、何年たつても市価を左右するということには、とても芝しい石油ですから、ならぬでしょう。ならぬまでも、普通の会社、個人企業ではできないから、國の力で石油を若干でも外油によらないでまかなつたから、その分で、國のために尽したといふことで理解されるものかどうか、それとも、将来、こういう宝庫がたくさんあつて、豊富であつて、幾ら費當だといつても、日本は限度があるでしょうけれども、そういうことで、将来ビリオドを打つときは、大体政府の出資その他が、とんとんになつていくものが、最後にそういう点をお伺いいたします。

○政府委員(福井政男君) 御指摘の点は、私ども非常に心配をいたしております最も大きい点でございまして、ただ、現在の状況から見まして、本年度、秋田沖の海洋掘さくを本格的に実行いたす段取りになつております。この結果が、どういうふうになるかといふことが石油資源開発株式会社の将来の方向をきめます一つの大きいポイントになるのではないかろか、かよくな考へ方をいたしておりますが、さらに残っております陸上の探鉱をやるべき地帯がございますが、従来の石油資源

開発会社の探鉱の成果から見まして、あと残つておりますものが、陸上においてどの程度あるかということは、そ

う大きな期待ができるのではないかとおもいます。私がとも、従来の経験から見まして、心配をいたしておりますが、しかし、北海道でございますが、あるいは秋田、山形、新潟、こ

ういうところの微候から見まして、あるいは私のもの懸念が杞憂に終るのでないか、また、願わくは杞憂であつてほしい、こういう希望を持って実は将来を見守つておるような次第でござります。

○委員長(田畠金光君) 委員変更について、御報告いたします。

本日、阿具根登君及び森田豊壽君が辞任され、山下義信君及び植竹春彦君が選任されました。

○委員長(田畠金光君) 他に御質疑はございませんか。——ないようございません。から、質疑は終局し、討論には

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——御発言もなければ、討論は終局し、採決を行ひます。

本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。

よつて、本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(田畠金光君) 次に、航空機工業振興法の一項を改正する法律案を議題といたします。

昨日に引き続き質疑を行ひます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○島清君 本案の提案の趣旨によりますと、中型輸送機国産化を図るために、日本航空機製造株式会社を設立したいと、このようですがそれについては、昨日、いみじくも阿部委員から何か組み立て工場を作るのか、こういうことでございまして、さすがの小出重工業局長もたじたじとなつて、だいたい、そなだらうことでございましたが、私も、そなだらう組み立て工場みたようなものを作らなければ、この種の、なにも法律を改正をして会社の設立を急ぐ必要はないのではなかつて、まあ、こういたような疑念を持つているわけなんです。

まだ、私も、そなだらう組み立て工場みたようなものを作らなければ、この種の、なにも法律を改正をして会社の設立を急ぐ必要はないのではなかつて、まあ、こういたような疑念を持つているわけなんです。

私は、もう役に立たなくなりつづあると

思ふだけですが、しかしながら、これか

らの飛行機といふものは、武器として非常に密接につながつて、そして戦

場といふことを説明をしておられたよ

うですが、今の航空機工業といいます

のは、日進月歩といいまして、日々に新しくなつていくわけですね。

あるように承りましたが、輸出をされるとすると、何か東南アジア方面の市場といふことを説明をしておられたよ

うです。そこで、何が飛行機を輸出

をしたいと、こういうような御説明が

ありますから、質疑は終局し、討論には

ございませんか。——ないようございません。

本日、阿具根登君及び森田豊壽君が

辞任され、山下義信君及び植竹春彦君

が選任されました。

本日、阿具根登君及び森田豊壽君が

辞任され、山下義信君及び植竹春彦君

が選任されました。

本日、阿具根登君及び森田豊壽君が

辞任され、山下義信君及び植竹春彦君

が選任されました。

昨日に引き続き質疑を行ひます。御質疑のある方は、順次御発言を願います。

○島清君 本案の提案の趣旨によりますと、中型輸送機国産化を図るために、非常に進んでおります各国の飛行機工業と世界市場において、輸出が可能であるかどうか。私のまた、そういうふうな疑問を提示いたします。根本

に、非常に進んでおります各国の飛行機工業と世界市場において、輸出が可能であるかどうか。私のまた、そういうふうな疑問を提示いたします。根本

年度ごろの状態を前提として考えました場合に、すでにそのときの状態においては、最初から立ちあくれておる日本

の航空機工業でありますからして、その間に世界の各国も、さらに優秀な航空機の生産の計画を進めて、そ

れらのものと国際競争ができないので

はないかといふような面、また需要の面から考えまして、国内のみならず輸出といふことを考えました場合に、果

ては、昨日、いみじくも阿部委員から何か組み立て工場を作るのか、こう

いふことでございまして、さすがの小出重工業局長もたじたじとなつて、

いたい、そなだらうことでございましたが、私も、そなだらう組み立て工場みたようなものを作らなければ、この種の、なにも法律を改正をして

いたいと、このようですがそれにつ

いては、昨日、いみじくも阿部委員から何か組み立て工場を作るのか、こう

いふことでございまして、さすがの小出重工業局長もたじたじとなつて、

いたい、そなだらうことでございましたが、私も、そなだらう組み立て工場みたようなものを作らなければ、この種の、なにも法律を改正をして

いたいと、このようですがそれにつ

いては、昨日、いみじくも阿部委員から何か組み立て工場を作るのか、こう

いふことでございまして、さすがの小出重工業局長もたじたじとなつて、

いたい、そなだらうことでございましたが、私も、そなだらう組み立て工場みたようなものを作らなければ、この種の、なにも法律を改正をして

いたいと、このようですがそれにつ

いては、昨日、いみじくも阿部委員から何か組み立て工場を作るのか、こう

いふことでございまして、さすがの小出重工業局長もたじたじとなつて、

いたい、そなだらうことでございましたが、私も、そなだらう組み立て工場みたようなものを作らなければ、この種の、なにも法律を改正をして

いたいと、このようですがそれにつ

いては、昨日、いみじくも阿部委員から何か組み立て工場を作るのか、こう

いふことでございまして、さすがの小出重工業局長もたじたじとなつて、

いたい、そなだらうことでございましたが、私も、そなだらう組み立て工場みたようなものを作らなければ、この種の、なにも法律を改正をして

しては、いいところを集めまして、しかも日本人に適した形において、これであります。もちろん今後数年の間に、世界各国においても、同様、新しい航空機の設計開発に入ると思いますけれども、しかしすれども、どの国におきましても、そういった設計試作に型によるところの設計に基いてであります飛行機といらうのは、決して、これが実際に市場に出ます時期におきましても、世界におくれをとらないものであるとかのように考えております。世間的なこりいつた民間航空機の趨勢から申し上げますと、航空機工業の非常な先進國であります米国、英國、あるいはソ連といふようなところにおきましては、どちらかと申しますれば、大陸間を、大洋を航行いたしまする大型のジェット機といふ国際的な長距離輸送機といふところに重点が置かれておるわけであります。もちろんそのほかに中距離的な国際間の中距離輸送を行います中型のジェット機、これにつきましても、フランス、アメリカあるいはイギリス等においても開発されております。従つて国内のローカル線あるいはごく近距離の国際間のものといったしましては、ただいまこのYS-11型において採用しようとしたておきますが、ターボ・プロップのエンジンの中型の輸送機、これがすでに考えられておりますものは、オランダあるいはカナダ、フランス等において、そういう型にいたしましたところを集めまして、これを設計したという確信を持つているわけであります。もちろん今後数年の間に、世界に開発が進められておるわけであります。

これらと並行して、日本のものが完結した場合においては、そろそろいつた性能の面あるいはコストの面において、十分国際競争力を持つものである、かように考えております。日本の航空機工業の基盤は、確かに戦争中の荒廃と戦後の空白によつて、かなり打撃を受けておりまするけれども、しかしまだ全体といたしましては、相当の設備も残つておりまするし、技術開発につきましては、過去において、世界最高の技術陣営が、そのまま残つておるわけであります。しかも戦後、昭和二十七年以降において、航空機工業が再開いたしました以後におきまして、米軍の発注、あるいは防衛庁需要といふよりなことによりまして、製造修理といふ実務にも当つて、生産を実際に行なつておるわけであります。従つて、これらの設備なり技術なりと、いうものを動員することによりまして、十分国产の輸送機を製造するといふことについても、その基盤は、十分あるものである。かように考えておるわけであります。

ある地域といたしまして、東南アジアの大体三つの地域を想定いたしまして、相当の需要になると思われるのではあります。これに対しまして具体的に代替し得る機数というものを、各地域ごとに、現在各地域において使われております中の輸送機の代替時期が来る年数、あるいはその生命といふうなものを計算いたしまして、相当、手がなく見難りましても、日本からの輸出の可能性は、十分にある。かように想定いたした次第でござります。

○島満君　まあ私はね、私の疑惑に対して、十分な説得力があつたとは思つておりません。

と申し上げますのは、私が疑惑をして結論的に申し上げましたその根本をなしておられますことは、一つには、すでに飛行機が兵器の座から去りつつあるということが一つの理由でした。

もう一つの理由は、現在でも航空機工業の生産工程を見ますと、オートメーション化されているんですね。従って、機械力によって物が製造されるという現段階においては、最も優れたオートメーション化がなされているわけなんですね。これは、今の航空機工業が持っております必然的な結果だと思うのですが、しかし日本の輸出状況を見ると、日本は、やはり原材料に労働力を加えてそれを海外の方へ送り出す。これが日本の貿易の立っておきまする根本的な強みなんですね。しかししながらオートメーション化されると、日本の最も強味でありますところの労働力を商品に転化して輸出をしますが根本的な強みなんですね。しかし

も、私はこの飛行機には、多くを望むことは無理じゃないか。こう思うのですね。

それから市場としてあげられた中南米市場といらものは、今でも日本との貿易関係においては、大蔵省の横槍でせつから通産省、外務省あたりの努力にもかかわらず、行き詰り状態なんです。日本の行つておりまする、進出しておりまする企業が、もうお手あげをして、もう日本に引き揚げてくると、いろいろな状態にまできているんですね。わずか五千万ドルくらいの金が集めついたからといって、日本とブラジルとの貿易は、全面的にストップしていよいよ状態なんですね。ところが反対に、アメリカの方はどうであるかといいますと、アメリカは、どんどん、どんどん投資をしているわけですね。それに劣らず、西ドイツもイギリスも、どんどん、どんどんその投資をしているわけなんですね。ですからおもろくいするだらう。そうして二十年もたてば、ブラジルという国は、世界の非常に有数な国になるだらうといひので、そこで諸外国は、こそつてブラジルの方へ投資してゐるんですね。ブラジルの民族主義といいましようか、そういうことの民族主義から起りまする諸外国の投資に対する警戒感はありますけれども、それも乗り越えて、諸外国は、そつてブラジル市場にて、南米市場の方に投資しているのです。ところが日本は、どうじやないんですね。ブラジルの外貨保有高がないからといって、非

常に警戒をして、あれだけの国力をもつておられますところの国に対しても、すら、貿易がストップ状態なんですね。こういったような中南米の事情からしまして、いわんや、こういったよな、最も近代工業の頂点に立っておりまして、飛行機が、私は売り込めるといふことは、どうしても考えられませんね。しかも、今日ただいまにおいて、それが輸出ができるということなら、これはまた、あるいは別の角度から考えようともあろうと思いますが、これが量産態勢に入るというの、三十五年ですか、そして製品が出るというの、が、三十八年ですか、三十八年から、初めて製品が出て、そして国内でも使いましょーし、外國の方へも出でますか、どういうふうなことであれば、私は何とか、ものの考え方、非常に停止状態な形において、考えておられるんじやないかと、こういうふうに思うのです。ですから、こういうふうに考えておられます私に対する説明としては、いささか立体性がないように思うのですが、もう少し一つ、立体的に御説明願えませんかな。

しかしながら、私どもの今考えておられるのは、これは輸送機といったしまして、そういうた軍の戦闘に使うような飛行機という意味ではございません。従いまして、その面から見まするといふと、いわゆる交通の手段としての航空機の使命というものは、これは飛躍的に増大するのではないか。他の交通手段に比べまして、国際間においてはもちろん、またローカルな線におきましても、航空機の輸送手段としての伸びは、今後数年間に、おそらく年率一〇%ないし一八%くらいの伸びを示すのではないかと考えております。特に国際間の輸送手段といたしましては、非常に高い率をもつて伸びるかと思います。また、私どもの考えておりまする中型輸送機、中型程度の輸送手段といたしましても、少くとも年一割以上の伸びを示すのではないか、かうに考えておるわけでございます。

しかし、その面におきまして、今お話をのように、だんだんオートメーション化することによって、その面の国際競争力が漸次減殺されるのではないかという点につきまして、ある程度は、そういうことが言えるかと思うのです。

しかしながら、日本の各産業、日本におきまする航空機部門といふものの付加価値率等を見まするといふと、きわめて高いものであり、また現に、米軍等の発注によって、ジェット機の生産、修理に当つておりまするが、それらは、全部発注者である米軍の仕様書に基きまして、その精密な設計、指示のものにやつておりまするけれども、しかしながら、その面におきまして、やはり日本人としての特性を十分生かして、非常に精度の高い生産能力をもつておりまして、世界的に、最も優秀なレベルにあるということは、これは発注者の方でも認めておるわけであります。その面におきましては、今後においても、やより十分国際的に競争力も、非常に根強いものを持っておる、かのように考えておる次第であります。

それからもう一つ、今輸出先といつたしまして、中南米の市場につきまして、特にブラジル等を中心にして、御質疑がございましました点につきましては、これは、私どもも相当、その点につきましては、同じような感じを持つておるわけであります。現在これらとの国との間において陥っておりまする貿易の実態といふものは、確かにお話をきますれば、貿易は縮小均衡といふ線に陥らざるを得ないといふ点につきましては、確かに同感でございます。し

かし、これは、このままにほつておることは当然できないわけでございまして、少くとも通産省といたしまして、もつと縮題等を中心といたしまして、もつと縮小均衡でなくして、バランスをとりつつ貿易を拡大していく、こういう方向に向つて、これはあらゆる努力をしなくちやならぬと思うのでありますと、その面につきましては、この航空機の需要といふことは離れましても、貿易全体の自主性といたしまして、他の手段を講じていかなければならぬといふことをもちろん前提として考えておるわけであります。ただ、アメリカというような国と、その市場におきまして、直ちにこれと競争し、対抗できるかといふ点につきましては、もちろん現在の状況におきましては、その面においては、非常に技術的、設備的な能力の差があるわけござります。しかし、今ここで考えておりまするような日本のYS-1一型といふようなタイプの飛行機につきましては、これは、必ずしも米国等の生産と競合しないといふうな考え方もできるわけであります。飛行機につきましては、これは、必ずしも四十人乗り程度のフレンド・シップという飛行機、これを一九五二年から、その生産にスタートいたしまして、昨年一九五八年の十月ごろから、ようやく量産の第一号機が完成したのです。これに対する、やはり最初の引き合いといふものは、カナダの航空機の会社からきてるといふふうな実態ございまして、必ずしも、米、英あるいはソ連といふようなこ

るにのみ独占されると、いろいろな懸念はないのではないか、かように考えております。

○島清君 私が質問しておりますことは、言葉が足りないかもしれませんけれども、今までのようには、飛行機が兵器としての価値が非常に滅殺される、それが従つて、諸外国の進んだ航空機工業というものが、今あなたたちが考えておられるような輸送機だとうような面に——戦闘機を作り、爆撃機を作つておつたが、もう爆撃機といふものは、役に立たないということをしつつあることは、あなたの御承知の通り、戦闘機におきましても、その通り要求から、そこで駐留軍の地上部隊が減りつつある。それに基いて、いろいろ原水爆兵器を持ち込まれるのではないかというて非常に問題になつておりますことは御承知の通りなんですね。

ですから、私が言るのは、あなたたちが、そりつたような兵器を作ろうとしておられるのだということとの前提に立つて、兵器を作つてもだめじゃないかということを申し上げておるのではなくて、諸外国の進んだ飛行機工業といふものが、兵器としての飛行機——戦闘機であるとか爆撃機であるとかいふものを作らずに、それをいわゆる輸送機の方に切りかえてくる可能性が非常に大きいじゃないかと、そうなつた場合に、先進諸国との工業に太刀打ちす

申し上げて いるわけなん です。それからもう一つ、中南米市場の問題については、中南米諸国は農業国から工業国に切りかわらうとしている。これが、中南米諸国 の上での国策なん です。 ブラジルも工業化、アルゼンチ ンも工業化、すべて工業化で、この工業化の中には、当然、これは諸外国の資本投下と相待つて、航空機工業とい うのも、私は入ってい ると思うので す。中南米を含めて、特に飛行機工業としては進んでおりま するアメリカが、戦闘機も要らない、爆撃機も要ら ないということになつて、平和利用の輸送機に切りかえられた場合に、おそ らく近くの中南米市場において、太刀 打ちできないことは、もちろんで あります。 さらに中南米諸国が、農業 国から工業国へとい うて、国策を推進 しておりますから、その工業化の中 に、全面的な飛行機工業とい うのが入 らなくとも、部分的なものは、入つて いると見なければならないと思うので すね。世界が、そういう状況のもとに ある場合に、どうも輸出が可能で あるとい うことは、私には理解できません と、こういふことを申し上げてい るわけなんですが、私は、今、栗山委員が 予算委員会から、こつちへ来られて、 質問を待つておられますが、私の質 問は、これで終りまして、またあとに 譲りますから、そこらの疑念としての 点について、一つ十分に理解できるよ うな御説明を願いたいと、こういわ けなんです。

いろいろに変る関係上、先進諸国との主として軍事として発達して参りました。ような航空機工業というものが、全面的に急速に切りかえられる、そのため非常に多くの国際競争——輸送機の売り込み競争ということになるのではないかと、ことにつきましては、これは私どもも、ある程度そういうよくな趨勢が出てくるという可能性も、十分考えております。しかしながら、今直ちに、ここ数年のうちに、そういうよくな大勢が、急速に諸外国、特にアメリカを中心として切りかえられるといふことは、今の世界的な趨勢から見まして、あるいはそういうた戦闘機あるいは爆撃機といふようなものの必要性がなくなつて、それが他の戦闘手段に變るといふような場合におきましては、それがそのまま、航空機工業が、輸送機の製造といふように転換する面もある程度あると思ひますけれども、むしろミサイルの工業というような方向に転換をしつつあるということが、すでにアメリカあるいはイギリスの航空機工業の実態でございまして、従つてその面からくる非常に大きな圧迫といふものは、それほど大きくこれを考慮に入れる必要はないのではないかと、かように考えておる次第であります。

○栗山夏夫君 私は、一、二点、本件に直接関係ないかもしませんが伺つておきたいと思います。

その一つは、政府の今とらんとしている、この航空機産業の将来を展望した体系は、一体どういうことを考えておられるかということを知りたいと思ひます。

それで大体、日本の産業は、発達の過程を見るといふと、相當重要な未成熟な産業は、資本が危険を負担することを回避して、そうして、しかも仕事を軌道に乗せたいという意欲が強く出て、大ていの産業といふものは、鉄鋼を中心とした最初の財政投融資に依存をして、ある点まで伸びていく、するといふと、そこで初めて民間企業に切りかえて、そらして採算盈當をやる、これは現実なんですね——大体において。ですから、例外なしに、そういう現状なんです。そこで航空機工業過程をたどつて戦争前はきたんだが、戦争で、一べん壊滅してしまつた。そこで、これがほんとうにあなたの言わわれたように、日本は、特別に航空機に対する、高度の技術を持つて、温存しているということであれば、民間企業は、競つてこれは再開したと思います。ところが再開しなかつた最大の理由は、需要がないということです。

そこで、その後幾多の変遷を経て、航空機工業振興法ができて、そしで米軍の飛行機のオーバー・ホールとか、あるいはその技術を習得して国内生産を始めるというようなルートを歩んで来たんですね。従つて、そういうルートというのは、特に軍事に強いのです、そういう歩みというもののは。ですから、私はそういう、その輸送用の主として民間の航空機の製造を行なうというようなことは、これは純然たる民間企業として行われるべきもので、政府が、こういうところまで財政投融資でめんどうを見るということは行き過ぎではないかと考える。

それに対しての一つ御所信を承わっておきたいと思います。

○政府委員(小出繁一君) 日本の航空機工業の過去から現在に至ります実態を見ますと、いふとこ、これは戦争中におきまして、戦争ということによつて、急速に発達をした産業であることはもちろんでございますが、その場合におきましても、一応、やはり民間企業といふ体系において、軍需生産が行われておりましたけれども、最後の段階においてしまして、いわゆる軍需会社といふようなところに切りかえられた面もございました。他の、こういった総合的な工業あるいは基礎的な産業といたしまして、あるいは鉄鋼業とかいろいろあるのとの比較におきましてのお話もございましたが、戦後におきまして、しばらくの間、この昭和二十七年までは、これは、占領軍の指令によりまして、生産、修理は禁止されておつた。その後におきまして、再開されましたあと

におきましても、お話を通り、全体として保有しておりますような設備なり、技術なり、そういうものも、比較いたしますれば、発注と申しますか、需要の面においては、比較的これがフルに動くだけの需要はなかったということも実態でございます。

しかし今回、これを純粹に国産化といふことに進んでいきますにつきましては、非常に戦後の空白もございまして、たけれども、新しいこの技術に基きまして、将来国際競争力のあるような、ほんとうに高度の設計に基きました航空機生産を行なっていくということにつきましては、非常に大きな設備面、あるいは技術の面等につきまして、一つの会社だけではとうてい背負い切れないだけの重要なと申しますか、非常に大きな規模のものになるわけでございます。従いまして、既存の各会社、どの一社をとりましても、自分のところだけで、一切の生産の態勢を整えるといふことができないという方が実態でございます。

そういう面におきまして、最初の研究開発といふことが、軌道に乗りまするためには、どうしても、これは政府の援助によってスタートしなければできないというのが、これが業界の実態でございます。

従いまして、過去におきましても、各生産会社から、技術障壁を供出してもらいまして設計をいたしませんでしたが、その設計をいたすにつきましても、それぞれの各会社の企業のリスクにおいてやるということが、各企業においてまかない切れないという状態でございましたので、政府から、年々補助金を出して、その財團法人によつて運営をし

て参ったのであります。これが、いよいよ具体的的に試作機を作り、試験飛行をやり、量産をやるということになります。するというと、資金的な面等におきまして、どうしても政府の出資と財政支出ということによりまして、そうして業界の全体の協力態勢を作つていこうことによつてすべり出さないといふことと、とうていこれがスタートを切ることができないというのが実態でございました。

従つて、将来における航空機工業のあり方をどうするかというような問題もございまするけれども、この國産機に乗り出すためには、どうしてもこの政府の強力な支援がなければ、スタートすることができなかつた。

こういうような実態に基きまして、今回政府出資の方を中心とした特殊会社を作る、こういうことにいたしました次第であります。

○栗山寅夫君 今、中型輸送機だけのことを考へれば、あなたのおっしゃることは、この資料にもいただいておるんだ通りだと思ふんです。中型輸送機だけ特別に切り離して考へればね。

ところが、私が一番不思議に思うのは、この資料にもいただいておるんだけれども、「航空機製造修理実績一覽表」というのがござりますね。それからあと、ずっとこまかいのがあります。今、ここで拝見しただけでも、大体の見当がつくんですが、これを見る限り、すでに米軍の飛行機のオーバー・ホールから始まつて、軍用機の製造のために、相当巨額の投資が行なわれているんですね。政府投資から民間の仕事は、まだ成熟したところまでいつていいだけなく、最近の軍用

機の問題か、かえているものですか
ら、これだけの投資をし、二万人に近い技術者なり工員を養成して、よいよこれまで体系的な製造に入ろうとしているのに、さっぱり作るべき飛行機がきまらないで、各航空会社は、これは経営上、一応民間会社ですから、非常な不安定な状態に置かれている。
そういう状態に置いておいて、そうしてまた、これを財政投融資なり、直接投資なり、投融資でやっていくといふことは、あまりにも無定見じやないか。なぜまことに方をがちりと、百億投資してあるのだから、これをきちんと軌道に乗せて、それから進んでいかないのか。ちゃんとばらんじやないか、こういうふうな僕は直感を受けるんですがね。
だから、そういうことについて、これは防衛庁との関係もあるので、あなたに、そういうことを伺つても、あるいは答弁に困られるかもしれないけれども、しかし、それは通産省のことであつて、岸内閣としては、そういうことでは、私は済ませぬと思うんです。大切な國の金を、とにかく直接か間接か、入れておるわけです。そうして仕事を中途半端にして、こういう仕事をする。こういうことでは、どうもわれわれは、理解できないんですけど、通産省としては、どういうふうにこのことを考えられるか。

以上の諸備考等が行なえただといふことでも、それが現在御指摘のFX問題等も関連いたしまして、それらの発注が停滞することによりまして、生産稼働率が非常におくれてゐる、むしろその方を促進することが先決問題であつて、別に新たにこういった特殊会社を作るということは、むしろ順序が逆と申しますか、多少その間に矛盾があるのでないか、こういうような意味の御質問かと思うのであります。

ましては別個の問題として、一応考慮しておるわけであります。
もちろん既存の航空機工業の設備資金なり、あるいは技術提携ということによることにつきましては、それはその面で、また政府として、できるだけの援助をする、従来もしてきた、こういう關係になつておるわけであります。

○栗山良夫君 中型輸送機を中心にして、ずっと研究をしてこられて、早くこれを完成品として商品にしたい。そういうことは、一生懸命考えておられる人は、今、あなたのおっしゃった通りの理屈が私は成り立つと思うんです。それはそう思うんです。

ところが、現に川崎、新三菱といふ、いろいろここに名前が出ておりますが、こういう既存の航空機製造業者の一番大きな悩みは何かといえば、輸送機を早く作りたい。それは金がないから困るということじゃないんです。あれだけの新しい設備投資をして、そろしてあらゆる技術者を養成し、機械設備を整備して、もう、これでいよいよ量産に入れる、国産々々とおっしゃるけれども、あれは国産なんです。オーバー・ホールのほかに、とにかく現有機の国産化をやっているわけです。それが入れるといふところへきて、ちょっと待つたということになつている。

そうすると、それらの会社の経営者の皆さんは、せっかく養成した工員、これをどうする、何でその生活を保障していくか、それに投下された資本の補充をどこから捻出していかか、いろいろ悩みを一番持つておるわけであります。それのことを全然考えないで、そして、こういう問題をぼかつておるわけあります。

○政府委員(小出第一君) 私どもの航空機工業の國産化の計画というのは、少し想はれて置き過ぎていやしないかと思いますが、どうですか。私の言葉が過ぎるかね。

空機工業の國産化の計画というのは、少しあつたとおきましたして、すでにある程度体系的な計画を予定いたしまして、航空機工業振興の基盤を作り、そうして設計研究協会を中心として、昭和三十一年以来研究を重ね、それが、いよいよ研究開発が見通しがついた段階に入りましたて、ここに試作の段階に入るための特殊会社を作るという既定の一つの長期的な目標に従つて進んで参つたわけであります。

で、ただいま栗山先生が御指摘になつた、当面の各航空機会社が、当面直面いたしております問題、これは、むしろその後におきまして、昨年の秋ごろから、このFX問題を中心として派生して参りましたような問題からくる結果が、主たるものでございまして、それはそれとして、やはりこれは当面の、当面と申しますか、短期的な対策と申しますか、そういう意味におきまして、これはこれで、やはり手を打たなくちゃならぬと、かように考えております。しかしこれは、何分にも先般来、各方面で論議されておりまするような、非常に国防上あるいは財政上重要な問題をはらんでおりますので、早急にはなかなか見通しがつきおるわけであります。従つてかたがたがおこなう

うことをございました。それに付するいわゆる空白の対策といふようなこともあわせて考えながら、これは、あるいは防衛厅のお立場かと思ひますけれども、防衛厅の方におきましてたとえば生産のベースをややスロー・ダウントするとか、あるいは飛行機の発注を止めるなどの中型輸送機の開発が、既定早目にやるとかいろいろな対策もとられておるようございましますし、また、かたがた私どもの方で考えておりますることの中型輸送機の開発が、既定方針通り進むいたしますれば、その面からの、またある程度の空白も埋めることもできるかと思ひます。

しかし、私どもの考へているのは、これは、あくまでもそいつた当面の空白対策という意味ではなくて、国産化という非常に長期の目標を持ちましたものといたしまして、航空機工業を確立していくべきだというのが念頭でございますので、その辺の関係を御了承いただきたいと思います。

○栗山良夫君 まあ、これは局長の御答弁は、やはりそりだらうと思ひますね、私は、今の答弁で、合格でしようがない。合格でしようが、しかし政治的にもは、それじゃ通りませんぜ、それは、中川政務次官どうですか。

○政府委員(中川俊思君) 先ほど来、島さん、栗山さん、いろいろ御心配をされませんが、一つ、その点はお許しください。私は、私は対比して、日本はいさかかん空技術といふものと、戦前におきます日本の航空技術と外国の技術といふのは、私は、私は

も遡色はないか、たと思ふのです。ところが敗戦によつて、とにかく軍需生産が止まつてしまひ、飛行機工場はつぶされてしまひ、分散されてしまつといふのが禁止をされる。それで、まあ抑えようと思つて、かくにうら晴らしを私はやつてしまつたのです。そこで、まあ抑えようと思つても、抑え切れない科学者といひますか、日本人の気持が、おもちやの飛行機を作つてみたり、あるいは模型のおもちゃのよくなものを作つてみたりしました。現在でも問題になつておりますが、これはほつぼつ一段落をつけようになつてきているわけなんです。

その、今のグラマンであるとか、ロッキードであるとかいうような問題は、しばらくこれはおくといたしまして、(栗山良夫君)それはおけないんですよ。」と述べたところが、それは防衛省の問題ですから、その問題に対する御質問は、一つ予算委員会なり、あるいはその他の内閣委員会等で、まあ一つ、十分に御検討願いたいと思うのですが、とにかくそういうようなことをやつて、日本人の從業を持つておつた技術を何とかして温存をしたい、外国の中型輸送機の問題も、一つの現われとなつてきておるんじやないかと思うのです。

むろん、先ほど来お話をなつておりますよくな、島さん、栗山さんの御心配になつてゐるようだ。私も、実は一

まづの不審を持ててしないことはどうぞ
機を作つて、これが売れるかどうか、
事務当局では、テープル・プランで市
場にならなくなつて、五年先には、日
本の世界へお互いに旅行できるような時
代がくるのじやないかと思つてゐる。
そういうよくなごとを考へれば、こ
んなちやちな中型輸送機などといふ
のが、果して問題になるかといふことも
も、実は考へられないこともない。唐
さんは、昨日来——先ほども、いろい
ろ御心配になつて、こんなちやちなま
のを作つてと言ひて、島さんも、それ
から阿部さんも盛んにひやかされて
おつたまうですが、あるいはひやかさ
れたのではなく、それが現実になつて、又
う数年後に現われるかも知れないと田
中です。現われるかも知れないが、ま
あとにかく戦争によつて、ひしがれな
日本の中空技術を、何とかして世界の
水準に持つていきたいというので、通
産省の事務当局がいろいろ頭をひねつ
て、そつとしてこの中型輸送機を作
る、これを作つて、そつとして日本の航
空技術を盛んにしていく。日本人の
誇りを海外に示すと、航空機工業の
確立をはかるうと、まあ、この熱意だけ
は、一つ買ってやつてもらいたいと
思つたのです、私は。

そらかもしれないが、いずれでも失業救済であつても、何であつても私は、日本の航空技術を盛んにしていくといふこのとりあえずの目的のために、この中型輸送機を、何となく一つ、作り上げて、日本の航空技術を確立していくこと、日本人の誇りを確立していくこと、ありますから、いろいろ御意見はあるだろうと思いますが、私は、先ほど来、こゝで黙つて聞かせていただいているのでもあります。鳥さん、栗山さんの御心配も、あるいは杞憂に終るかもしれないが、せんし、また事務局が答弁をしてありますことも、何だ、あそこで何年並みますのは、つまり答弁をしておつたが、結局何にもならないかたじやないかとう結果にもなるかもしれません。将よりますこと、何だ、あそこで何年並みますのは、つまり答弁をしておつたが、結局何にもわからないと思うのであります。あるいはあなた方御心配になつて、中南米、東南アジアで、どんどういのじやないかと、今盛んに言つられていますが、あるいはこれで、できまして、中南米、東南アジアで、どううようになつてくれるかも知れません。これは、私は将来のこととありますからわかりませんが、事務局となつてしましては、しばしば御答申しておりますように、東南アジアや中國の方に、相当売れるという確信はありません。これは、私は思つている。まあ、いざれにしましても、架空の問題を取り上げて、論争が行なわれているという——架空から、あるいは売れるかもしれないと言つると、はなはだ失礼ですが(栗山さん)私は思つている。まあ、いざれに夫君「あんたの方が架空だよ」と述べてお

私が、先ほど申します通り、日本の航空機工業の確立、日本人の誇りを一つ、この一点に集中してやるうと非常な熱意をもつて、通産省は乗出しているのですから、そういう点から一つ、ごらんをいただいて、御協力を願いたいと思うのであります。

○栗山良夫君 今の政務次官の御答は、私の質問に、何も答えていないで、自分で好きなことをしゃべっただけで、それはそれで、しようがない、すがね。

私が言つてるのは、私の立場から言えばですよ、軍用機を製造することは、私は反対なんです。で、今、あの方で出されている案の方が賛成す、実際は、中型輸送機なんかの優品を作つて、海外にどんどん輸出に力をすることであれば、私は、これには理論的には何も反対するものはないのですよ。その点は、誤解しないようにしてもらいたい。

それから、戦争前の日本の航空技が、えらいすぐれておつたといらことをおつしやるけれども、内燃機関とかそういうものは、すぐれてもいたから、されないが、飛行機全体の一つのプロントとして考えた場合には、無線技術というのが全然だめで、めくら飛んで、ちつとも航空できなかつたのだから、そういう計測器なんかの、ああう高度の総合技術において、それが全部完全に完成しなかつたわけあります。いい飛行機ができなくて、そしあつちで落ち、こっちで落ちしたりで、あまり日本の航空技術というものは、戦争前、世界的レベルにあつたと

どうかと思いますよ。それは部分、分においては、そうであつたかもしないけれども、航空技術全体から考えれば、私はそうでなかつたと思う。レーダー一つ考えても、一つも、うまいくついていなかつた。

そういう意味では、まだ若干、私異論がありますが、とにかく軍用車ない飛行機を作つていくということについては、そなむけに反対することないと思うのだが、これが夢でなくして、現実だ、中川さん。億の投資をして、一万五千人の工員技術者を養成して、軍用機の国産をもうといふわけでしょう。少くとも機であるから、それはジニットだから、そういうことは、若干違うかもしれないが、計測器などとか何とか、間で、すぐ使えるものもたくさんあるわけですよ。そういうことをやるうとしているのに、それの方の仕事のは、ちつとも心配しない。私は、これは架空なことを言つているのではないで、現に、ある航空機製作所を訪れて、聞いたところが、真剣にそれを心配しているわけです。せつからく三年間も年間もかかるて、そなして高度の技を修得させた工員や技術者を、仕事をなければ、もう一へん散らせなければならぬのじやないか。一台何千万かかって輸入したような機械を使なくて、これまた遊ばしておかなけばならない。経営者としては、全く見えないで困つてゐるのです。從つて、そういうつなぎの仕事を今考えことの方が必要ではないか。こういふことを申し上げておる。

この法案は、三億ばかりの会社をこしらえて、三億ばかり投資をしてやうといふのですから、そん大きな仕事じやないと、いうことはわかるのですが、のこと 자체は、スタートするときは。しかし、生んでおけば、育てなければならぬ、一ぺん生めば、そのときに、こちらの方も半育ち、こちらの方も半育ちではよくな。やはり国費の効率的な運用ということを考えれば、もう少し真剣であるべきじやないか、こう考へるわけなんです。

るから、まあ軍用機の製造は、われわれ贋成せぬが、岸内閣は、一生懸命やろうといつてゐるが、やろうとしていることを、ちつとも軌道に乗せないから、こういう問題が起きてくるのです。その見通しを何としても、われわれは伺いたい。どうするのか。こういふことです。

○政府委員(中川俊思君) 結局、なんですか、栗山さん。グラマンであるとか、ロッキードなんというものを、政府は買うか買わぬかという御質問です。

○栗山眞夫君 や、そらいう質問じゃなくて、この法律によつて、民間事業として、今始めているこの航空機製造業者があるわけです。もうスターントしている。投資もし、りっぱに技術も修得して、量産に入れる態勢にあるんと落ちて、そして製造所の門を、場合によれば閉ざさなければならぬ事態にまできておる。そういうおそれがある。それを一体どうするか。これの方

が、国費の効率、効用を考えるということならば、それの方が優先はしないか、こういったことを申し上げておるわけです。

○政府委員(小出栄一君) 今御指摘の点は、結局、現在各航空機の会社が、米軍なり防衛庁の需要に基きまして生産をしておりまする、その生産の実態と、将来の見通しにつきまして、具体的には、たとえばFXの問題等の機種の決定がおくれておるということによつて、当面せつかく投資した設備なり労務者を遊ばせなければならぬという事態に当面しているので、これに対する対策を急速に確立するということの方が、むしろ当面の問題じやないかという御質問だと思うのでござります。

そこで、その問題は、先ほど来、お答えいたしましたように、FXの機種の決定の問題につきましては、御承知の通り、昨年来、非常な論議が起りまして、そこで、各方面から指摘されまして、よほどの問題は、たしかに財政上、あるいは国防計画上の問題といったまゝして、非常に重要な問題であります。これはできるだけ早く解決するということは、実際上としては、非常に困難な情勢であり、従つて政府全体としては、線で努力をされておると思うのでありますけれども、しかし同時に、非常に慎重な決定をしなければならぬということで、これは、相當に遅延をする可能性があるわけでござります。そこで、それでは、そのまで、今までもきまるまで航空機工業といふものの実態をはうつておくのかということに

つきましては、たしかに御指摘の通り非常に問題があるわけです。
そこで、これに対するいわゆる空白対策と申しますか、そういうようなものにつきましては、かりに、今のFXの機体関係の発注が、相当おくれまして、そしてその結果として、たとえば来年三十五年の四月ころから、ようやくそいつた次期戦闘機といふものの生産が活動できるという程度にまで、これがおくれたというふうに考えました場合におきましては、現在の新三菱なり、あるいは川崎なりの空白といふものは、大体七百八十万工数ぐらいに及ぶだろう、こういうふうに予想されるのであります。従いまして、そういう状況でございまするが、そのうちで、この七百八十万工数のうちで、三百五十万工数ぐらいは、F-86 Fといふものの生産計画の繰り延べをする、つまり生産のテンポをややロード・ダウンする、こういう、先ほどお答えしましたよんな方策なり、あるいはF-86 F、T-33 Aといふようなものの機体部品といふよなものを、全部一括して発注するというよなことをとつて、それらの三百五十万工数ぐらいは埋めることができであろうと、いうふうに考えられます。

ことによりまして、空白対策として、十二分ではございませんけれども、ある程度の手を打つことができるということで、それらの点についても、これは防衛省におかれても、また通産省いたしましても、そういうふうな方向において、この機種決定が遅延したこと自体は、まことにやむを得ない事情に基づくものであります。関係上、そういうことからくる空白対策についても、できるだけ万全の手を打っていただきたい、かように考えておるわけであります。

しかし、それだからと申しまして、そのことにのみ専念いたしまして、国産化の計画を放棄するということは、これは許されないことであります。した、またその航空機の会社も、この国産化については、非常な熱意を示しておりまして、この法律が成立いたしました場合におきましては、直ちに航空機の会社が、特殊会社が発足し、スタートできるような万全の対策を、各会社間において、すでに協議し、準備しつつある状態であります。

も、三百二十万工程度では埋め得るといふことでござりますので、従つて、結果といたしまして、この中型輸送機の国産化計画が、進捗することは、やはり空白対策になるということになります。

○栗山良夫君 それは、三十五年四月までに機種が決定したときの計算ですね、今の話は。

○政府委員(小出榮一君) 三十五年四月に、次期戦闘機の生産がいよいよスタートする、こういふ、前提で考えました場合でござります。

○栗山良夫君 この航空機製造事業者の監督は、通産省でしよう、そうですね。

○政府委員(小出榮一君) 航空機製造事業法に基きまして、通産省でやつております。

○栗山良夫君 お客様さんが防衛省ですか。

○政府委員(小出榮一君) 防衛省は、発注者ということになるわけであります。

○栗山良夫君 これは問題も、若干重要な要素を持っておりますし、なんですから、私はこの程度にきょうは打ち切つておきます。必要だつたら、これ以上は一へん予算委員会か何かで、防衛庁の伊能長官にでも、一へん尋ねてみますから。とにかく、この岸内閣の戦闘機種決定遅延の問題は、非常に大きな政治責任ですよ。大体、局長、今までこの機種の決定がおくれたために、どれくらいの損害を各製造業界は受けたと、あなた方は推察されておりますか。

○政府委員(小出榮一君) 先ほど申し上げました二十五年の四月に、次期

戦闘機が生産活動をしたと仮定いたしました場合において、七百八十万工数のアイドルが出る。そのうち防衛庁発注のスロー・ダウンなり、あるいは中型輸送機の国産化のすべり出しということによつて空白を相当埋めるといつましても、先ほど申し上げましたように、なお二百萬工数ぐらい空白が残る、こういう計算になるわけあります。

従つて、かりにその一つの、一工数を金額で換算すると、これはいろいろの見方があると思いますが、約千円ぐらゐになる、こういうふうに私どもは計算をいたしておりますが、そういたしますと約二十億円の損害が生ずる、こういうふうな見方ができるかと思います。

○栗山良夫君 今すでに、今までだいぶ起きておりますが、今までの損害が、相当たくさんあるでしょ。

○政府委員(小出第一君) ただいま申し上げましたのはもうすでにスロー・ダウンなり、あるいは空白が生じておりまするもの、それから、来年の四月までの全体を総合いたしまして申し上げた合計でござりますが、今日ただいままでに具体的にどのくらいのあれになつているかということは、実は、まだ計算いたしたものほございません。

○栗山良夫君 この二十億円といふ損害は、誰が負担するのですか。

○政府委員(小出第一君) まあ損害と申しましても、結果……。

○栗山良夫君 赤字だね。

○政府委員(小出第一君) その空白といふものを金額に換算するといふことになるということでおなさいまして、結

局、それは、企業の損失ということになります。

○栗山良夫君 それから因連することだから、一つ率直に伺つておきますが、最近、町で政府は、航空機製造事業が安定しないために、業界も非常に困つておる。だから、まあ、どういう

態をとつて、そして運営したらどうだ、こういう意見があるやうに僕らは聞いておるのですが、政府に、そういう考え方がありますか。

○政府委員(小出第一君) いわゆる国有民營といふような形態は、全然考えておりません。

○栗山良夫君 その思想は、将来も絶対ない理解してよろしくうございま

すか。

○政府委員(小出第一君) 将来もない

○島清君 先ほどから、栗山君の質問に対する御答弁を承つております

と、敗戦までは、かなり高い航空機技術を持つていたので、その温存をはかりたい、こういうことは、別に養成しなくとも、今、国内に保有されておりますが、政府で考えておられるような

会社を作られるとしますと、技術の

○政府委員(小出第一君) すでに、從来からもYS-1型の概略設計をいたしましたましまして、財團法人輸送機設計研究協会といふところに、その主

要メーカーからの最も優秀な技術者を集結いたしましてやつたわけでありまして、一方、御指摘の通り各大

学なり、あるいは航空技術研究所その

他研究機関もありまして、次々に新しい新進の技術者も養成されつつあるのであります。取りあえずは、既存の

各社が持つております陣容を動員いたしてやりますけれども、もちろん新しい技術者の養成ということについても、今後一そく努力をして、その方面にも力を入れていくことは当然だと思います。

○島清君 いや、私がお聞きしておりましたことは、今、会社をお作りになります。それで、その技術を確保するには、養成されなければ、技術が確保できないのか、今、國內にあります技術者を動員することによって足りるかどうか、こういうことを聞いておるわけです。

○政府委員(小出第一君) 現在考えております中型輸送機の設計から研

究、開発、製造に当たりましては、現在の技術陣を動員することによって、十分

できる、かように考えております。

○島清君 そのYS-1型といふの

は、あれですか、全部今、日航さん

などは、何ですかDC-3あるいは

DC-7といつて、あれはダグラス系

などは、何ですかDC-3あるいは

DC-7といつて、あれはダグラス系

などは、何ですかDC-3あるいは

DC-7なりDC-4であります。それ

は……、十万ドルですか。

○政府委員(小出第一君) 百万ドル弱でございます。

○島清君 三億五千万円といふこと

です。しかし、これが実際問題といった

ことは、これは非常に困難かと思ひますけれども、それを全部一挙に代替する

く行けば、それぞの現在使つており

ます使用機の代替機がくるに伴ないま

して、全部国産機に切りかえていきた

い、かようになります。

○島清君 今、あれなんです。六十五座席

Y S - 1 型といふのは、DC-7が約七十万ドルでありますDC-7とかDC-4といふの

が、私は、この飛行機と、どの程度性能が違うかわかりませんが、値段の点

では、これと同じような型で座席数も同じぐらいで、積載量も同じぐらいで、それが性能も同じぐらいで、値段の点では、どう違うのですか。

○政府委員(小出第一君) 現在、日本航空が使つておりますDC-3なりDC-4であります。DC-3は規模といたしましては三十人でござります。それからDC-4が六十人、今度私どもが考えておりますのは、大体、六十人というところが標準でござります。

○政府委員(小出第一君) DC-7といつておきましては、非常にコストといふ点では、安いし、また諸外国において、おそらくそのころに使われるであろうといふものと比較いたしまして、おも、かなり国際競争力のあるコストになつておる、かように考えております。

○島清君 DC-7とは、どうなんですか。

○政府委員(小出第一君) DC-7といふのは、私どもの方で予定しております、こういった近距離輸送機ではございませんで、大陸間の国際線の飛行機でございますので、これとの価格の比較は、単純にはできないわけでござりますけれども、DC-7は、約

航空整備上から申しましても、非常に便宜であるということから、やはり国産機に統一をしたい、かように考るわけでございます。ことに日航とは、特に緊密な連絡をとり、運輸省とも御相談をいたしまして、パイロットの提供、その他設計段階等からも参加をしをもらっておりますので、十分これは発注の見通しがある、かように考えております。

○島清君 まあ百機ぐらい売りつけたい、それから五十機ぐらい輸出をしたいという商売人はだしの、商魂なくましい御答弁は大へんけつこうですが、まあ国内の需要を確保するということは、外貨の割当をしないとかなんとかいうことでも可能だと思うのですが、五十機を国外に売り込むということは、私は、非常に困難だと思うのです。

その五十機を売り込みたいという箇別はどういうふうになりますかな。

○政府委員(小出第一君) 輸出面につきましては、もちろん私どもは、簡単にこれを輸出できるとは思っておりません。あらゆる努力を傾注して輸出しなければならぬ、かように考えております。

そこで、その見込みとして考えられておりますのは、東南アジア、中近東、中南米でございますが、それぞれの地域におきまして、現在使つておりまして、それが代替期がきて代替し得るであろう——YS—1型で代替ができるという見込みの機数でございまますが、東南アジア地域におきましては、大体二百六十三機、それから中近東におきまして九十三機、中南米におきまして六百二十二機、合計三地域だ

けで九百七十八機と、こういう計算をいたしております。これは今後十年間に一割ないし一八%ぐらいの航空輸送の伸びがあり、中型輸送機の伸びを一〇%と抑えました場合におきまして、このYS一一型というものはDC-3型といふものとは、DC-3に換算して考えました場合に、非常に手がたく換算いたしましても、三地域だけでも千百機ないし千二百機ぐらいの代替需要があることは新規需要が予想される、ということございます。

これに対し諸外国において開発し、量産移行中のコンベアとかあるいはボーカーというようなものとの代替需要を差し引いて、その減少部分を考慮ましても十分YS一一で代替需要が合う、かように考えておるわけでございます。

○島清君 中近東といいますと、中近東のどの国もたくさんありますので、どういう国ですか、中近東は。

私が、中近東を歩いて感じましたことは、すでに、もう世界の古い兵器の捨て場所みたいになっているのですね。そこで、ロシアか、そうでなければアメリカだといふて、アメリカとソビエトの先鋭的な獲得競争の場になつてゐるわけですよ。ですからアメリカといふても、それはもう飛行機を提供しないなども、惜しげもなく飛行機を提供するというような形が今行われてゐるわけですね。そろしまするといふと、そこ、その国の市場になるわけです。アメリカならアメリカの市場、それからソビエトならソビエトの市場になるわけですね。

そこで私は、今これは、お前のその言い方に對しては、それは、きっと戰闘機の問題であつて、兵器の問題であつて、こちらの方は、平和的な中型輸送機の問題だから、そういうことは心配は少しもないのだ、こう御答弁になるとかもしませんけれども、そこで私は、さつきも言つておりますように、兵器としての使命は、飛行機にもう大きく望むことはできないのだ、各國の兵器としての飛行機の使命は、もう終ったものだ、こういう判断に立て新兵器にかえつたのであるが、こうなるかもしれませんけれども、そこで私は、エト地区に握られた市場といふものは、これは、やはり私は、日本の市場になるということは、私は考えられないことですから、そこで、一度ソビエトに、一度アメリカにおいても、私はその通りだと思うのです。

地域において、現在運航中でありまするところの輸送機DC-4が九機ございます。それからC-46が一機、コンベアーが四機、DC-3が七十四機、ヴァイキングが三機というような、そういう計算を積み上げまして、その機種別に輸出費用を計算したわけでござります。

従いまして、島先生がおっしゃいますように、機種別の計算のほかに、国別、それぞれの国の事情が、たとえば先ほど御指摘になりましたブラジルといふような特殊の事情のものもござります。それらについては、この二十八年度以降において、どういうふうな、その国との取引状態になつてゐるかといふことを予測することは困難でござりますので、一応機種別に見まして、どうしても代替機がきて、取り替えなければならぬ機種、その中にYS-11一型が大体一〇%くらいの需要が食い込めるであろう、こういうふうな、かた目の想定をいたして考えたわけでございまして、もちろん、将来のこととございままするので、必らずその通りにならることは、これは何人も言えなゐわけでござりまするが、私どもの算定の基準は、そういうふうなことでござります。

○島清君 やはり私は、中南米にしても、中近東、東南アジアというて想定されております市場、これを、私たちが現地を見まして、非常に感じておりますする不安を解消できるというような説明を拝聴できることを非常に残念に思つたのですが、たとえば私は、ただ中近東の政治情勢を見ただけでございまして、航空機会社に、どこの資本系統が入つていて、そしてどういつ

たような人的配置によつて、それが運営されているかということについての詳しい事情は知らないわけですが、おそらく私が想像するに、これは機械を、あなた方がごらんになります通り、今御説明になりましたような機種と、それからその数が、あるいは飛んでいるのかもしれませんけれども、私は、資本的な内容からすると、たとえばおそらくこちらの方に売り込みにかかりておりますYS一一型の会社であるとか、おそらくこういったように、入る間隙のないような態勢になっているのじやないか。

こういうように思うわけですが、それはなんですか、たとえば中近東あたり、東南アジアあたりの、こういったような航空機会社をお調べになつて、その資本系統、こういうものも全部お調べになりまして、そして何が何でも、とにかく一〇〇%程度は、食い込めるのだ、こういうような確信があるのです。今御答弁をしておられるわけです。か。それならば、各中近東なら中近東、東南アジアなら東南アジアの航空機会社の資本系列と言いますか何と言いますか、そういうものを一つ御説明を願いたいと思うのですが。

○政府委員(小出第一君) 今、東南アジアなり中近東の各別の、それぞれの運航しております会社の資本系統に関する資料を今直ちに手元には持っておりますせんけれども、これは調査いたしましたものがあるはずでござりますので、資料としてお出しすることはできると思います。

それから、今世界の国際競争の中で、ほかの国が新しい機種の売り込みにまきわめて強く、YS一一が入る余地

がないのじゃないかというようなお話を、ごもつともございますけれども、現在、この新しい機種の代替機がくる時期に間に合うように、新しい生産態勢に入っている國は、比較的少いの

であります、従つて十分 Y.S.一一というものが非常に優秀な飛行機として、幸いにコスト的にも安くできますならば、これは十分競争力があると考えておりまして、従つて先ほど申しまして世界の輸送の伸びから換算いたしました三地域の代替及び新規需要の千

百機ないし一千二百機のうち、そういうことを想定した場合におきまして、大体、一割は食い込めるであろう、こういうことはむしろ非常にかた目に計算をしたつもりでございまして、年間ということになつていて、それが、その五年先は、どうなるのですか。

○島清君 あなたたちのねらいは、五年間と申しますのは、研究開発に要します期間が、五年間であります、従つて政府出資を次々に注ぎ込んでいきますのは、その研究開発の段階だけでございまして、それが終りましたあとにおいて、新たな政府出資はしないといふだけございます。

○島清君 そうすると、会社の経理本的なめんどうを見ておれば、十分に

やつていける。こういったやうな話ですか。

○政府委員(小出榮一君) そういうことでございまして、最初の五年間、つまり研究開発段階は、なかなかもちろん利益も上りませんので、政府は、相

りんどうをみなければなりませんけれども、幸いに量産態勢に入つて、製造販売が軌道に乗りますれば、あとは、民間の資金あるいは借入金というようなことによりまして、運行することができます。

○島清君 そうしますと、何か五年間で三十九億五千五百万円、そして、三十八億円の中の六割程度は、政府が保有していくいたい、こういう御説明でございまして、それは、政府は五年先、六年目からは、株主として配当を受けるわけになりますか。

○政府委員(小出榮一君) 附則の第三条にござりますように、試作、試験が完了した年度の翌年度以降は、会社に對して、新たな出資を行わないといふだけのことでありまして、従つて、政府出資を、だんだん減らすわけではございません。

○島清君 さきのう阿部委員の質問に對しまして——新しい会社の人事のことについて質問があつたようであります。これが、もちろん株主総会において決定されることでありますので、今、わたくしは、全首脳部の人事を発表する

る仕事でございますので、通産省といつたましても、こういったよくな人たましても、かなり突っ込んだ施

策といふものがなされておると思うのですが、きのう、私寧開にいたしまして、この人事の面の私たちが知りたいことによりまして、運行することができる、かように考えております。

○政府委員(小出榮一君) 新会社の首脳部の人事につきましては、いずれ設立委員会を命じまして、その設立委員会において決定されることになると思いまするけれども、現在のところ、一番大きな問題は、社長と申しますが、一番頭になる人に、どういう方になつていただくかということです。できるだけ公正な、しかも業界全体に信望のある人と、こういうことが、当然の前提でござりますけれども、ただいまのところ、そういう方にのついての候補者が、まだ内定をいたしていないといふ状況でござります。それで、あと重複——

○政府委員(小出榮一君) 従来のように、単に概略設計をするといふだけの使命でござりますれば、財團法人の形態でござりますけれども、先ほど申し上げましたように、こゝに取締役なり監査役なり等につきましては、それは大体、この会社を中核とし、これから発注を受けて生産いたします主要な各メーカーの中から、それぞれ担当の分野に応じまして、あるいは企画担当であるとか、あるいは設計の担当であるとか、あるいは開発の担当であるとかといふふうなことにつきまして、それぞれ各会社の内部において、すでに人選に取りかかっておられます。しかししながら、反面また、通産大臣が非常な責任を持っておやりにならなければならぬと申しますが、いかがでござります。

ということで、すでに具体的に各会社においては、内定に近い段階にまできておるかと思いますが、現在のところ、私どものところには、まだその氏名等につきましては、内定をいたしていません。

○政府委員(小出榮一君) この会社は、御承知のように、自分で設備を持つて製造をやるわけではございませんので、むしろ既存の各会社の設備を利用して、むしろ工場敷地と申しまするよりは、東京都内に営業所を置きまして、航空機研究所といったような格好になると存じます。

○島清君 そういうことであれば、この会社が設計をすれば、財團法人の形態でござりますけれども、先ほど申し上げましたように、この会社が設計をし、そして、それを実現する主要な各メーカーの中から、それぞれ担当の分野に応じまして、あるいは企画担当であるとか、あるいは設計の担当であるとか、あるいは開発の担当であるとかといふふうなことに

おいて、すでに人選に取りかかっておられます。しかしながら、反面また、通産大臣が非常な責任を持っておやりにならなければならぬと申しますが、いかがでござります。

○島清君 政府出資は、だれが期待しているのでしょうか。

○政府委員(小出榮一君) 期待していると申しますのは、あるいは表現が悪かったかと思います。従つて、どうして、ある段階までは財政的な援助に頼らなければならぬといふ面におきまして、業界としては、もちろん期待いたしますと同時に、われわれ政府と社でもできない。従つて、どうしていたしましても、やはり航空機工業を確立いたしますためには、当然、そういうような財政投融資というものによつていかなくちゃならぬということを、金体として、これを要望している

○島清君 そこなんですが、今、お答えをいたいた答弁の中に、非常に本質的なものが含まれていると思うのですが、私たちには、栗山委員の質問の中にもありました通り、何を採算が立つならば、あなたたちが、非常に採算が可能であるといふふうな形のデータが出ているなら、すでに、もう資本家の諸君が、これを企業化しているはずなんですね。

ところが、企業化しないといふことは、どうなるかわからないから、危険の負担をしたくないと、その危険の負担は、国家の方にしてもらつて、そうしてある程度の見通しをつけてから、ちょうどいいすればいいと、こういうような考え方だと思うんですね。ですから、それは、ちょうどいする方の側から見れば、期待することは当然である。

そこで私たちは、果して国の財政から見て、そういうふうな危険を負担

するといふ立場において、こういつたなれば、なかなか会社を作るべきものであるかどうかといふようなことについては、もとより非常に慎重でなければならぬわけです。それで、その慎重といふ立場に立ちまして私たちの質問がなされれば、私はやはり、全面的に、國家が責任を負うといふ形の研究所でもいいだらうし、そうして、その研究の成果は、あるいはまだできるであろうところの航空機会社の方に、その権利を買ってもらおうとか何とかいうことで、十分に私はなし得るであらうと思うのです。

で十分に研究するといふことの配分が、やはり国家の機関としては、当然に考えられてしかるべきじゃないかと思うのです。ですから、それを、とにかく株式会社として出して、そろし政府が出資をする、補助金を与える、いうようなことについて、非常に割り切れない気持があるわけですが、それはさておきまして、御答弁願えるならば、御説明いただきたいと思いますが、これは、何ですか、民間の中型輸送ということになつておりますが、それから、たとえばこの会社ができ上つてしまふと、ただ、もうそれだけにするわけであつて、いわゆる防衛専門係仕事というものは、全然やらないとう保証はどつかにあるのでございまいか。

いう趣旨で、会社の設立を考えたわけ
でござります。
それから、もう一つの防衛厅需要の
問題でございますが、この点につきま
しては、衆議院におきましても、御質
問がございましてお答えいたしました
通りでございまして、この中型輸送機
は、これは、もちろん民間、先ほど申
しました国内のローカル線、あるいは
輸出需要ということを前提として計画
されておりますけれども、しかし、防
衛厅が、これに対しても程度の設計
の変更によりまして、防衛厅用の輸送
機として、これを使用するために発注
するということは、これは可能でござ
います。可能でございまするけれども
しかし、われわれの需要想定の中に
は、それをあらかじめ予定して計画を
作つたわけではございません。
○委員長(田畠金光君) 速記をとめ
て。
〔速記中止〕
○委員長(田畠金光君) 速記起して。
他に御質疑はございませんか。――
御質疑はないものと認めます。
以上をもつて、本案に対する質疑を
終局することにいたします。
昨日に引き続いて質疑を行います。
御質疑のある方は、順次御発言を願い
ます。
○阿部竹松君 実は、私はきのう当委
員会で、担当局長から十分承わりま
たので、法案の内容について、賛否は
別として、十分理解がいきました。

ただ、お尋ねしてある中で、日本のこの
のプラント類の輸出が、非常に歐米各
国に比較しておくれておるという理由
は、やはりこれに対する国家なり、そ
の他の裏づけが十分でないから、どう
しても、わが國がおくれておるということ
を、私はしろうとですけれども、
大体承わつておるわけです。
そこで、そういうのを補うために、
今度、通産当局としては法案を出した
と思うのですが、しかし、どうも、き
のう御答弁を承わつておっても納得で
きないわけですね。おそらく大臣から
ら、局長のお話と一緒に、あるいは
なるかもしれませんけれども、こうい
うだけでは、果して完全にけるかど
うかといふ心配があるわけです。です
から、私の考えでは、コンサルティン
グのミスに対する補償ばかりでなくく
て、ほんとうに業者とかメーカーが、
故意にやつたなら別ですよ。しかし、
そうでないなら、政府が、もう少しお金
を出して、このプラント協会に判定を
まかすとか何とかいうあやしげなもの
でなく、明確に政府がそういう団体を
あつたら、あるいは故意にやらないも
のであつたならば、一切、政府が責任
規制して、コンサルティングのミスが
何がしかの金を出して、そして明確に
規制して、お仕事をやってはどうかと
いうことが私の主張ですが、そういう
ところまでいつておりますと、いう局
内閣が、聞くところによれば、改造を
長の御答弁なんです。
ですから、この法律を直ちに直せと
いつても、衆議院を通しております
するから、無理でしょうけれども、岸
内閣が、聞くところによれば、改造を

なさるといふのですが、通商産業大臣は、最も優秀だから残るやに新聞報道されておる。そこで、あなたがおるうちに、それは、とにかく明確に、来年の国会でもけつこうですから、政府が、もう少し責任を負うということでおるとか何とかいうのではなく、やるといふことをお約束願えるかどうかと、いうことなんですね。

なかなか通産大臣は、自民党にも人物はたくさんあるけれども、主流派とか、反主流派とか、当選何回とか、戸籍が何とかと言つて、りっぱな人が来ないのでですが、今は、通産大臣が高崎さんですから、それを約束してもらいたい。この法案で直ちにこういうことは申し上げませんが、これでは完全でないといふことを、局長も、きのうの質疑の中で言つておるのですが、金がなましいし、種々の事情で、この程度でがまんをしてほしといふことですから、局長を、これ以上責めることは差し控えました。しかし日本の国は、とにかく外国と貿易しなければ餓を食つていけぬ、岸さんとしても経済外交だとうことをおっしゃつておるのでですから、やはり経済外交の面にまで生かすということですから、そこを一つ大臣の意のあるところを承わりたいと同時に、もしお約束できるものなら、今年は、これでがまんしよう、しかし明年度は、もう少し、しつかりしたものを作つて、法案の改正になるか、單独立法になるかは別として、やりますということを承わつておきたいわけです。

○國務大臣(高崎達之助君) さつくは

らんにお答え申します。

私は、今回の国会に、二つ大きな問題を出したのでございますが、一つはプラント輸出を増進するために特殊法人を作つて、阿部委員がおつしやつたごとく、強力な特殊法人でもつて、そうして設計の面まで十分入りまして、コンサルティング・エンジニアを包容したものをついていなければ、今日、歐米各国がやっている東南アジアに対する輸出の増進の力と比較いたしまして、この点だけが劣つてゐるわけありますから、これはぜひ、そうしてもらいたいということを、強硬に実は主張したのでございます。新しく特殊法人を作るということにつきましては、相当難題に遭遇いたしまして、ようやく中型輸送機の方だけは通つたわけなんですが、この方は延ばされただけでございますが、これは私は、どうしても次の国会に成立させていきたい、こういう所存でやつておるわけなんでございます。

それにつきましても、差し迫つた問題といつてしまつて、今日、エジプトとか、インドに輸出いたしますプラントにつきましては、どうも値段は、相當安くやつておるわけなんです。その能力に対する責任といふことになりますと、今やつております業者だけでは、これはよう責任を持つてない、それは何だと申しますと、この機械を作る人と、機械を動かした経験者とが、おのずから違つておるわけでございますから、そういう点から考えてみると、これは早く発足しなければならない、こう存するわけでございまして、今急速に、この法案を提出いた

しましたわなんでございますが、せめでこれだけでも、一つ通過させていただきますれば、相当の期間の間に、これを初めの、本来の目的であつた特

殊法人に仕上げていくといふうな方針をとつていただきと、こう存するわけなんでございます。

従いまして、この法律等も、五六年という限界法になつておるというふうな点も、そこにあるわけでございますから、その意味で進みたいわけであります。

○阿部竹松君 私、だめ押しするわけではございませんけれども、五六年になつておるということは、五六年で、これをなくするのか、あるいは五六年で、別の法案を作つてよくするかといふことが心配なわけです。

ですから、五年間は、これでいけむかどうかは別として、これはとにかく持つていかれておるという事例がたくさんあるのですね。たとえば、ちょっと忘れましたが、かなりまとまりかけたものが、よそから持つていかれておるという事例がた

かとうが、南米旅行をいたしましたときには、アルゼンチンあたりで……、チ

リードですか、発電所を入札して、落札したところが、西ドイツにとられたの

です。とられたのは、アルゼンチンが

売りたいという品物を、それを売れ、おれのところで買ったというので、そし

て、そちらの工事を請負つておる、こう

ものかどうか。

单刀直入といふ、御答弁劈頭のお言葉であったのですが、初めだけは单刀直入ですが、うしろの方は、何と言つてゐるかわからぬ、僕の理解力が足りないかもしませんけれども、最後

として、明年度は、新たに、もう少し

もれませんが、一つ大臣の御方針

でいくと、これは政情その他によつ

て、ここで明確にお約束してもだめか

かと申しますと、どうお考えの

ことか、印度に輸出いたしますプラント

につきましては、どうも値段は、相当

安くやつておるわけなんです。その能

力に対する責任といふことになります

と、今やつております業者だけでは、

これはよう責任を持つてない、それは何

だと申しますと、この機械を作る人

と、機械を動かした経験者とが、おの

ずから違つておるわけでございますから、そういう点から考えてみると、これは早く発足しなければならぬ、こう存するわけでございまして、今急速に、この法案を提出いた

たいと存じます。

○島清君 私は、今の日本のプラント輸出が、非常に期待通りいかないといふことは、日本の政策の貧困にあると

思ひます。

従いまして、この法律等も、五六年

と申し上げることは、こう大きな特

殊法人に仕上げていくといふうな方

針をとつていただきと、こう存するわ

けなんでございます。

従いまして、この法律等も、五六年

という限界法になつておるというふ

うな点も、そこにあるわけでございま

すから、その意味で進みたいわけであ

ります。

○阿部竹松君 私、だめ押しするわけ

ではございませんけれども、五六年になつておるということは、五六年で、

これをなくするのか、あるいは五六年

で、別の法案を作つてよくするかとい

ふうな点が心配なわけです。

ですから、その意味で進みたいわけであ

ります。

○阿部竹松君 私、だめ押しするわけ

ではございませんけれども、五六年になつておるということは、五六年で、

くらいの程度が、ただいまのこところはいいだらうと思つております。

○委員長(田畠金光君) 他に、御質疑もなければ、これをもつて質疑を終り、討論に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(田畠金光君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。別に御発言もなければ、これより採決を行ひます。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(田畠金光君) 全会一致と認めます。

よつて本案は、全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

本日、可決されました二案の議長に提出する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願います。

本日は、これをもつて散会いたします。

午後六時十二分散会